

令和2年第1回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年3月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
14番 江澤 信明	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

3番 後藤 修 4番 坂東 重夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 森北 博文
教育部次長 高田 敬二	吉野支所長 石川 久
土成支所長 成谷 史代	阿波支所長 妹尾 浩子

水道課長 藤野 芳大

農業委員会事務局長 吉川 和宏

監査事務局長 大木 悠子

財政課長 稲井 誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○副議長（松村幸治君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

開会に先立ち、ご連絡いたします。

本日、森本議長より遅刻届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、松村が議長の職務をとらせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○副議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ原田定信君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ原田定信君。

○19番（原田定信君） おはようございます。マスク外させてもらいます。

新型コロナウイルスの拡散がとどまるどころか、ますます広がっております。そうした中で、全員がマスクを着用しての議会ということで、発言者のみですんで、装着自由ということなんで外したまま、そのままさせていただきたいというふうに思います。

ここに来て、非常にいろんな意見が寄せられました。と申しますのも、SNSにたくさん書き込みがされよんですけども、もうお聞きになった方もおいでるかわからんですけども、特に阿波町で2名の新型コロナウイルスの患者が出たとか、まことしやかに聞こえてくるのが非常に怖い時代になってきました。この状況については、県のホームページにしっかり記載されておりますので、やっぱりそこらでしっかりした情報をそれぞれ持ちたいなというふうに思います。

それと、追い打ちをかけるように、ある病院では防護服を着た先生方がもうまいまいしよったとか、あるはずない話がまことしやかに聞こえてくるんが、今非常に怖いですよ。そこらのことを十二分に我々、正しい認識を持ちながら進められたらいいんじゃない

んかなというふうに思います。

あと、我が会派の武澤議員から、コロナウイルスに関しての質問が出されておるようでございますので、そのときにご答弁いただけたらというふうに思います。

それじゃ、質問に移らせていただきます。

最初に、市政運営に関してでございます。

よく徳島新聞を見ておりますと、ちょうど市長の予定っていうことが毎日掲載されております。その日に市長がどのような仕事をなされているか、どのような行動かっていうことが示されてる記事なんですけれども、よく本市の市長については、都内にて関係機関に要望活動っていうのをよく目にします。歴代の市長の中では類を見ないほど、一生懸命に都内において各方面への要望活動をされておるんじゃないのかな。その成果によって、あらゆる大きな事業をやってこられた。また同時に、企業誘致もほぼ成功裏に進んでおるのではないのかなというふうに感じております。それはご労苦に対してですけど、まず私は前段、敬意を表したいなというふうに思うところでございます。

そうした中で、今回、令和になりまして初めての当初予算が計上されました。192億4,500万円っていう一般会計の数字が出されたわけでございますけれども、大きな事業をした後でございますので、担当課においては、これ締めるんは大変だっただろうなというふうに、そのご労苦をお察しするわけでございますけれども、そこらの事業につきまして、一旦お伺いをしたいと思えます。

たくさんの事業、大きな事業をやられてきましたけれども、やはりそれぞれをこれからどういうふうに肉づけしていくのかっていうことが私は大事なこれからの仕事でないのかなというふうに思います。

そしてまた、藤井市長におかれては、これ任期の最終年度、4年目を迎えます。いろいろやられてきた事業をここで全てどのように定着させていくのか。大きな事業に種はまいたけれども、どのように芽を吹かせていくのかっていうふうなことが問われる、私は本年度の事業計画、事業予定じゃないかなというふうに思います。

まして、先人の言葉の中に、仏つくって魂入れずっていう言葉ございますけれども、一つ一つの事業をどのように肉づけして行って、それをどのように市民サービスに結びつけていくのかっていうことが私は大きな課題でなかろうかと思うばかりでございます。

市長を初め、職員一丸となって、これらの事業に取り組んで行かなければならない。そうしたときに、非常にプレッシャーのかかる1年になるんでないのかなというふうに思う

わけでございます。各課においてやられた事業に対してどのように進めていきたいか、お聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） おはようございます。

本日は、失礼ながらこのような状況でございます。マスク着用のまま答弁をさせていただきます。

志政クラブ原田議員の代表質問、市政運営についての1点目、当初予算が示されましたが、大型事業終了後、それらの事業の肉づけをどのように考えるのかについてお答えを申し上げます。

今年度は、旧阿波市役所改修工事、認定こども園の整備や土成図書館・公民館の新築工事など、大型事業を実施してまいりましたが、これらの事業が一段落したことから、令和2年度当初予算案は、歳入歳出予算192億4,500万円で、前年度と比較して19億9,800万円、率にして9.4%の減としております。

今年度実施しております主な大型事業として、まず旧阿波市役所改修工事につきましては、阿波市阿波地域交流センターと名称を改め、市民の皆さんの利便性の向上につながり、年間3万人が訪れます阿波運転免許センターを初め、阿波町では初の阿波子育て支援センターの設置や、情報発信スペース、多目的室を配置した複合施設として本年4月に開設いたします。また、敷地内に新たに災害対応訓練施設を設けるとともに、阿波テニスコートの増設も行いまして、発災に備えた訓練を行う施設とともに、多くの人が行き合う交流の場所となります。

こうしたことから、来年度からは、新たな交流を創設する本市西のにぎわいの拠点と位置づけ、イベントの開催などを計画し、積極的に活用してまいりたいと考えてございます。さらに、当敷地内には、阿波市阿波支所、阿波農村環境改善センター及び阿波図書館といった施設もあり、これら一帯を市民の皆様に親しみを持ってご利用いただけるよう、敷地の愛称を募集いたしましたところ240点の応募をいただき、中から敷地内のさまざまな施設に来られた方たちが出会って時を過ごす中で縁を結び、それぞれが自立しながら力を合わせて行動する拠点になってほしいという思いを込められた「あわむすび」という名称を選定させていただきました。今後、愛称の浸透はもとより、多くの方々にご利用いただける拠点に育ててまいりたいと考えてございます。

次に、昨日落成式を行いました土成図書館・公民館新築工事につきましても、装いを新

たに4月に開館する運びとなりました。図書館は、新たな生涯学習の拠点として、従来以上に子どもから高齢者まで幅広くご利用いただくため、蔵書数も6万冊から7万8,000冊にふやすとともに、新たにプライバシーに配慮した自習室の設置や授乳室を設けるなど、開かれた学習施設としてリニューアルをいたします。また、公民館は、フロア面積を広くするとともに、調理室の充実を図り、これまで以上に地域の皆さんの交流の場としてご利用いただけるものと考えているところでございます。

加えて、周辺には阿波市土成支所、土成歴史館、土成農業者トレーニングセンターなど、社会教育施設が集約されていることから、この周辺一帯を人と人とを結びつける地域のコミュニティ活性化と学習の拠点として活用してまいりたいと考えております。

いずれの拠点も、本市の基本方針であります安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、そして子育て応援のまちづくりの実現に向け、市民の皆様方に満足いただき、広くご利用される拠点として積極的に活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、部長のほうから、多岐にわたりにまして行われた事業についてのこれからの計画を、これから進めていく方向等についてのご説明がございました。

やはり、住みよいまちづくり、そして誰もが住みたいなと思うまちづくりの実現に向けて、これから一生懸命、一つ一つの肉づけに取り組んでいただきたいなど、大きな課題を残したものでございます。と申しますのも、やっぱり箱物の行政っていうのは、意外と取りかかる事業は簡単かもわからん。簡単って言えば語弊あるんですけども、それをどのように維持していくかっていうことが、これからは一般財源を投入した中でやっていかなければならない事業が多くなりますので、それこそ私は町の今後の行き方に大きく左右してくる問題でないかな、大事な問題だろうというふうに思うわけでございます。その点につきまして、十分に財政当局とご理解いただきながら、また英知を結集して、ぜひ他の町に類を見ない行政を運営していただきたいなというふうに思います。

それとまた、特に目を引いたんが、子育てするなら阿波市でっていうキャッチフレーズの中で、子育て支援っていうことについては、盛んにその言葉が阿波市の中では踊ってると言えば語弊があるんですけども、聞こえてまいります。

それらの事業について、阿波市においては認定こども園の件等々含めて、もう全てのもののが今でき上がりかけておりますし、でき上がろうとしております。そうした中で、大き

な予算を投入しました阿波市でございますので、他市に類を見ない、そういったような事業がなされておるのかどうか。この町ではこうだけど、特に阿波市は子育て支援、子育てするなら阿波市でっていう中で、こういう支援をしていきたい、こういう支援で市民をサポートしたいというお考えがあるのであれば、部長のほうからお答えをいただきたいというのが1つと。

あわせて、今の前段申し上げましたコロナウイルスの問題に関して、やはり各町それぞれの知恵が出されております。日本全国、至るところに、このウイルス拡散しているものですから、それぞれの町において市民サービス、例えば子どもたちをどのように預かろうとかというふうな課外授業について、計画っていうか、考え方をされておるようでございます。

それらのことを踏まえて、阿波市として、子育てするなら阿波市という名のもとに、どのような計画をお持ちなのか、どのように市民をサポートしていくお考えがあるのか、その点、聞かせてください。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 志政クラブ原田議員の代表質問、市政運営についての2点目、子育てするなら阿波市のもと、他市には類を見ない事業の計画はあるのかというご質問に答弁をさせていただきます。

阿波市では、子育て支援施策を市の重要施策としており、ハード面では小・中学校の大規模改修やエアコン設備の設置、保育所、幼稚園を一元化した幼保連携型認定こども園の整備、またあわむすびに阿波子育て支援センターを設置するなど、子育て環境を整えてまいりました。

さらに、次年度においては、教育ICT環境整備事業や大俣認定こども園の整備、伊沢、林放課後児童クラブの整備を行い、子どもたちの環境整備を図ることとしています。特に、認定こども園は、民間活力を導入し、民間ならではの体づくりや音楽に特化した教育、保育などを行うとともに、公立では英語活動や地域活動など、全ての園で統一したサービスを提供することとしており、官民それぞれ特色ある運営を行い、阿波市の就学前教育の向上が図られると期待しています。

また、新年度は、英語検定の検定料の一部補助、体調不良児に対応した病児・病後児保育事業の拡大、認定こども園でフッ化物洗口事業を新たに追加し、多様な子育て支援サービスの提供を行ってまいります。



他市に類を見ない取り組みについてですが、先駆けて取り組んでいる事業といたしまして、県内で初めてといたしまして、平成30年度より不育治療費助成事業として、不育症の検査及び治療に要する費用の助成を行っています。また、在宅育児応援クーポン事業として、在宅のゼロ歳から2歳の子どもの誕生日に、子育て支援サービスに利用できるクーポンを所得制限を設けず交付する事業です。

さらに、1歳半、3歳児健診は各市町村も取り組んでいますが、本市では加えて、2歳児健診時に小児科医と歯科医による健診、聴力検査、尿検査についても独自で取り組んでいるところです。令和2年度より、県内初として、フッ化物洗口事業を認定こども園、幼稚園、4歳、5歳児を対象に集団でフッ化物による洗口を行い、虫歯予防に取り組めます。また、令和2年度より、県内8市のうち、徳島市、鳴門市に次いで、阿波市が妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関するさまざまな不安や悩みなどの相談窓口として、健康推進課内に子育て世代包括支援センターを開設します。

それと、先ほどコロナウイルスの話が出ましたが、世界で猛威を振るっている、人々の日常生活に大きな影響と生命の危険を脅かしている新型コロナウイルスについて、感染拡大防止として、小・中学校の臨時休業に伴い、阿波市において、放課後児童クラブは指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と協議し、通年の夏休みの長期休暇の対応で受け入れを行っています。朝8時から夜7時までの預かりで、弁当は持参ではありますが、毎日の体温測定やおやつを提供は行っています。施設での感染防止策として、1時間に1回の部屋の換気や、机、設備などのアルコール消毒やマスクの着用を促し、手洗いの慣行などを徹底するとともに、児童の送迎時に保護者に注意喚起をするため、せきエチケットなどの張り紙をして、家庭においても感染拡大防止に万全を期すようお願いしているところです。

今後においても、事業内容の質の向上を図り、子育て支援施策をさらに充実させることにより、市民の満足度の向上を目指して、子育てしやすい環境となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、部長のほうから多岐にわたりまして、子育てするなら阿波市でっていうキャッチフレーズの中で進まれておる子育て支援についての計画、考え等々が述べられました。まことに結構でないかなというふうに思います。

また、新型コロナウイルスに関しても、保護者にしてみれば、やっぱり小さな子どもを持つとるお父さん、お母さんにすれば、共稼ぎであっても、どちらかが残って子どもを見なければならぬというふうな現況もあって、本市においては、今言われたように、いろんな形で支援をしておるといことは、私は大事なことでなかろうかというふうに思います。これからもまだ、この新型コロナウイルス、長期化の予想がされますけれども、どうぞそこら十分、職員の方ともコミュニケーションをとりながら、また保護者の方ともいろんな話し合いをしながら、ぜひそのような子育てするなら阿波市というふうなことを進められるような施策を遂行していただきたいなというふうに思います。

そしてまた、1問目の最後ですけれども、市長に一点お聞きしたいと思うんです。

市長におかれては、前段申し上げましたとおりに、1期目の任期、最終年度に差しかかりました。そのようなたくさんの大型の事業をやってこられた、またたくさんの工場誘致にも成功された、一つのご労苦の結晶でなかろうかと思うんですけれども。これらを踏まえて、令和2年度、進んでいく市長の考え方、お聞かせください。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 原田議員の質問に答弁させていただきます。

市長を就任してからまず最初に取り組みましたのが、平成29年10月から、高校3年生までの医療費の無償化にも取り組みましたし、土成町に病児・病後児保育事業の大野先生にご協力をいただきながら、その病児・病後児保育事業にも取り組んでまいりました。

昨年から1年間、いろいろ職員とともに考えていきながら、1年、2年にわたって阿波市をどのようにしたら持続可能な阿波市が構築できるのかなって考えていたところでございまして、令和元年度にその事業を実施させていただきました。

その中で、企画総務部長、それから健康福祉部長のほうからご答弁させていただきましたように、安全・安心のまちづくり、そして活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの施策の三本の柱で取り組んだ結果、議員ご指摘の企業誘致やスマートインターチェンジの新規事業化、また幼保連携型認定こども園4園の民営化、そして運転免許更新センターの誘致、義務教育施設の整備等々、さまざまな事業を市民の皆様や市議会の議員の各位のご理解、また職員の力により実現できたと考えているところでございます。

今後におきましては、子育てするなら阿波市の継続や企業誘致の推進、安全・安心のまちづくりを推進するとともに、生活道路の整備、水道施設の整備、交通手段の確保、住宅環境の整備などを初めとする生活環境の整備を促進しまして、明るく住みよい阿波市を県

内外に情報発信しまして、今、国及び地方の課題となっております人口減少の問題に取り組んでまいりたいと、このように考えております。なので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、市長にご答弁いただきました。

やはり、前段申し上げたように、もう総仕上げの最後の1年になろうかと思うんです。しっかりした肉づけをしていただいて、一つの大きな足跡を市政に残していただきたいというふうなことを思っております。その点につきまして、どうぞよろしくこれからも引き続き頑張ってもらいたいなというふうに思えます。

続いて、2点目の観光事業についてお聞きをいたします。

先ほど申し上げたたくさんの大型の事業とは裏腹に、私は非常に観光面についての事業が、これは非常に脆弱になったんかなっていうふうな、もう少し捉えるべき事業はあったんではなかろうかっていうふうなことを特に感じております。と申しますのも、中には、金清公園の整備事業等々あって、これは観光事業かどうかというふうな部分もあるんですけれども、この件については後々笠井安之議員から質問があるようですので、またそこでお答えいただいたらというふうに思うんですけれども。

やはり、この先ほどの私は子育てするなら阿波市っていうのと関連性が出てくると思うんですよね。子どもたちがもっと元気にはつらつとした運動量のある遊具等々を使って遊ぼう、集おうということを考えたときに、やっぱり私はそよ風広場と思うんですよね。これ、何回か私、過去に質問した例がございます。しかし、そのときの状況からほとんど変わってないのは非常に残念です、この分については。

ただ、阿波町の時代、設置したそよ風広場の遊具ですので、全てがこれ木製ですから、もう既に私は耐用年数は過ぎてるんだらうなということを感じます。と申しますのも、木製ですから、相当に腐敗が進んでおりますよね。あちこちにロープを張ったり、鉄骨で直したりしながら運用をしておるっていうふうなことが、時折お伺いしたらよくわかります、その点については。

だけど、一つうれしいことは、やっぱりああいう山間にできた一つのそういった公園ですから、本来もっと私はペンペン草が生えても不思議じゃないんですよね。だけど、これが大きな背丈の草は全部刈られておるといふか、とられて抜かれておる状態ですので、小

さな、今でしたらタンポポとか、いろんな新しい若芽は出てますけれども、みすぼらしいなっていう感は余りしないんですよ。しかし、残念ながら遊具についての劣化は、これはどなんもいたし方ない。この遊具のもう限界にはるかに達してるなっていうことを感じました。たくさんの事業ができた阿波市にとって、私は観光面のこの部分というのがもう少し取り組める部分があったんじゃないのかなというふうなことをつくづく感じております。

最初の1問目として、この今のそよ風広場についてどのように捉えられておるのか、今の遊具をどのように今後運用、活用されていこうというおつもりなのか、その点のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 志政クラブ原田議員の代表質問の2問目、観光事業について、そよ風広場の設備の老朽化がまだですのと、それを今後どういうふうに考えるのかというのと、についてお答えさせていただきます。

そよ風広場は合併以前の平成9年度から平成12年度にかけて、国の補助金を活用しながら、当時の金額で約1億2,000万円の費用をかけて整備を行い、建設当時から多くの家族連れに利用され、休日ともなれば子どもたちでにぎわいを見せております。しかしながら、建設から20年以上が経過し、先ほど議員のご指摘のとおり、木製遊具の老朽化が顕著で、専門事業者や職員の点検等により、支柱の腐食やぐらつきなどが発見されれば、その都度修理しながら利用している状況で、安全性の確保に万全を期するためにも施設の修繕等が必要であると認識しております。

ただ、そよ風広場と申しますのは、隣りに土柱がございます。土柱とそよ風広場とが一体的な一つの位置づけかなというふうに考えております。そこで、現在本市を代表する、先ほど申しました観光資源であります阿波の土柱は、平成29年3月に四国らしさの感じられるすばらしい景観、四国八十八景に選定されたことから、現在土柱周辺を訪れる観光客が増加傾向にあります。

これを契機として、観光客のさらなる増加や地域経済の活性化を実現するためには、土柱だけではなく、議員ご指摘のとおり、そよ風広場を含めた観光資源を一体的に捉えて、魅力向上への取り組みを進めているところであります。

具体的には、四国八十八景の選定委員も務められた景観理論、景観デザイン、地域活性化などの専門家を招聘し、土柱周辺の施設等につきまして、その現状や課題や改善策をご

提言をいただくこととなっております。このご提言を踏まえ、効果や実現性、また財政面などを見きわめながら、土柱周辺の活性計画として取りまとめを行い、そよ風広場を含めた施設整備など、計画的かつ戦略的に実行していくことで、土柱周辺一帯がさらに魅力ある地域になるよう取り組みを進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、阿部部長にご答弁いただきました。

過去の質問の中にもそのようにご答弁いただいたんですよ。っていうのは、先ほどから話に出てますように、非常にもう老朽化が進んでいる。これはもう建てかえなければ、やり替えなければ、もう部分改良では私は追いつかない状況だというふうなことを、何回か部長も行って見られたと思うんだけど、わかると思います、理解できると思うんですね。そのところから考えてみますっていうと、やはり新しい事業費を計上すべきではないだろうかなというふうなことを特に思います。たくさんロープが張られ、また鉄骨で補助したりして賄っておるんだけど、やっぱりこれでは今の安全的なもんが十分に私ははたせないんじゃないかなということを感じます。

時折、これから春先桜も咲きますし、今のような事情の時期に、私は恐らくたくさんの方がお子さんを連れてこられるんでないかなっていうふうな気は特にいたします。そのときに、もしも一つでも事故が起きたら、それから今度恐らくまた閉園っちゅうロープをひくんでしょうけれども、そういうんじゃないし、早目に私は事業費を組んで、ぜひこの部分の改良、改善に取り組んでもらいたいなど。部分改良ではもう追いつかないところまで来てるっちゅうのは、私は担当課はわかってると思います、もう既に。相手が木ですから、老朽化は非常に目立ちますよね。この点については、ぜひ前向きに考えていただかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それと、先ほど阿部部長のほうから土柱の話も出ました。ご案内のとおり、あの山道はちょっと10分ぐらい歩くと土柱につながるんですよ。っていうことは、土柱においても土柱の案内するグループ、ボランティアのグループなんかもできまして、非常に積極的に土柱観光っていうことをPRしようとされております。それらのご苦勞をかけてる人たちに報いるためにも、やっぱりこれはそよ風広場と土柱はひっつけるべきですよ、一つのものとして。っていうのは、そよ風広場で遊んだ人が、そこで土柱ということを改めて認識できたら、あの山道を散歩しがてら土柱へ行って、土柱を眺めてまた帰ってくるって

うふうな考え方ができますよね。だから、土柱とそよ風広場とは私は切っても切り離せることのできない一つの観光の合体でないかっていうふうに思うんですね。

それと、やはり基本的には私自身はあるもの探していうふうなことがこの観光行政は私は基本だと思ってます。もう既に土柱もあるしそよ風広場もあるんですよ。せっかくあるんですから、そのあるものにどういうふうなこれから広報をして、そして来たお客さんが、一遍来られた人たちがリピーターとなってまた来ようね、また来うなっていうふうな親子の会話ができ、また次に今度は兄ちゃんも一緒に来うな、隣の誰それも来うなって言われるような、私はぜひあの拠点を観光の阿波市の目玉として進めてもらいたいと思うんです。

それと、もう一つあるのは、下にありますサービスエリアですね。以前にもこれ、サービスエリアとのトライアングルでの観光開発を私提案したことがございます。と申しますのは、高速道路を走って、トイレがあってそこで休憩する場所なんで、上へ上がったらそよ風広場があるし土柱があるんですね。そこらの広報をもっと生かせば、私はもっとそれなりにそこで、ああ、あそこ行ったらそよ風広場で遊園地があったな、あそこへ行ってほんならちょっと子どもを遊ばすとか、土柱を見ようかとかというような形で、私は結構つながっていく観光地としての一つのルートができるんでないのかなというふうに思うんですね。だから、そこらのこれはNEXCOとの関係もありますけれども、やはりそういったお金がかからない観光分野の開発、そうした部分をぜひ私は進めてもらいたいなと特に思います。

今申し上げたこの3点につき、もう一度お答えいただきたいんですけれども。土柱の1点目、土柱の遊具については改善するのかもしれないのか、1つ。それと、土柱とのつながりを、関連性をどのように位置づけるのかっていうのが2つ目。そして3つ目に下のサービスエリア、これとのつながりを今後どのように市政に反映して行って、関係方面に働きかけるかというふうなことね。この今申し上げました3点について、できたらご答弁いただけたらというふうに思います。お願いします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 原田議員から再問ということで3点いただきました。

まず1点、土柱の現在の遊具でございますが、先ほど私のほうが答弁させていただきましたように、木製であるため老朽化しております。それと、もう一点が土柱周辺も当然、土柱、そよ風広場、少し東に行けば土柱の湯がございます。そのあたりを土柱一帯という

ことで、今現在活性化計画を立てるといふふうに準備をしております。先ほどもご答弁申し上げましたが、専門家の方のご提案をいただいて、その中でそのようなことを検討していきたいと、考えていきたいといふふうに考えております。ただ、ご質問にありました遊具につきましては、当然議員おっしゃってたとおり、もうあれを修繕とか、そういう比ではございませんので、新たに新設と申しましょうか、そう考えていきたいと考えております。

それと、土柱とのつながりといふことをごさいますけど、当然そよ風広場と阿波の土柱でございますが、阿波の土柱というのは、これは市としては阿波の土柱の周りに波濤ヶ嶽がございますが、波濤ヶ嶽が阿波の土柱ではなくて、阿波の土柱と申しますのは、遊歩道からそよ風広場を含めた一体的なのがこの阿波の観光地の土柱じゃないかといふふうに認識しております。

それともう一つ、サービスエリア、阿波のパーキングにつきましても、当然そこをご利用の方はいらっしゃいますので、そこからの阿波の土柱、それから波濤ヶ嶽、そしてそよ風広場に一つの動線ですね。その中でも、先ほど申しましたように、土柱の活性化計画の中で検討して、もし可能であれば効果や実現性を、また財政面などを見きわめながら、進めていけるもんだったら進めていきたいといふふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信議員。

○19番（原田定信君） この部分の質問については、いつも本当に満足できるような答えは得られないんですよ。と申しますのは、やっぱりこれ遊具については非常に高額ですよ、お金かかりますよね、事業費として。そんなにするんって言われるぐらいの事業費がかかることは承知しております。

そこらも踏まえて、だって今本市が特に取り組んだスマートインターチェンジがありますよね。ここの効果を生むためにも、私は非常にこことスマートインターに来られて、これ市内の方がスマートインターをおりられて、ここに来るっていふふうなつながりを持つことが、私はスマートインターの活性化につながっていくといふふうに認識してます。スマートインターできても、運送屋なんかの大きい車の会社は通りませんよ、間違いなしにこれは。そういうふうな意味では、やはり子ども連れ、ファミリーが使えるような私はスマートインター考えたら、やはりこの土柱とそよ風広場につなげることが、私は非常に意義があるんでないのかなといふふうに思うんですね。だから、その部分については、これ

からも私まだ訴えをしていかなければならないのかなというふうなことを改めて、今のお答えの中で。ただ、部長として答えづらい面もあったかと思うんですけども。ただ、それは特に思いました。

ほいで、この件についても最後には市長にお伺いしたいんですけども。まさにこれ、市長の裏庭ですよ、家の。当時の状況とかも、建設された当時の阿波町の職員として、よくこれご存じだと思うんです。どういうふうないきさつでできたかっていうことも。残念ながら、あの農免道路から上に北に全域にわたって用地が取得できてませんよね。これはもう当時の何かの恐らくいきさつもあったんでしょうけれども。それから、ここに示されてるもう二十数年が経過したわけです。うちの方の考え方が変わってるところも私はあるんじゃないかなっていうことを考えます。

そうすれば、やっぱりあの敷地を南に下に延ばすことによって、もっともっと充実した私はそよ風広場ができるんでないのかなというふうに思うんですね。となれば、たくさん子どもたちが、これから休みの折とか夕方とか来られて、子どもの歓声が常に聞こえる私はいい環境にあると思うんです。南向きですし。今行っても、時々行ったら、子どもたちが段ボールを持って行って、あのスロープのところを上へ上がり、お尻に敷いて滑り台みたいにして滑ってたくさん歓声が上がるとん見たら、ああ、やっぱりもう少し遊具が欲しいなっていうことをつくづく感じております。上の高台あるし、下のもしも個人の所有してる土地が借りれるのであるならば、私はもっともっと多少、投資はあっても、そこらの部分っていうのが活かされるんでないのかなというふうなことを思いました。

そしてまた、中には池がありますし、やっぱり今の時期、例えば土曜、日曜とか祭日だけでもいいんだけども、子どもたちに新たな冒険的なものもできる。最近、さおを持って歩いてる子どもを見たことないんだけども、そういったところで、小さなさおで釣り堀みたいなものができて楽しめるようなものもできないだろうか。もちろん安全性を第一に考慮した上でのことですけども、きっと私はおもしろいっていうか、他に類を見ない、お金が十分かからない中での私は観光開発できると思うんです。子どもが来れば、当然それをお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが連れてこられる。そのような親子連れが、また土柱のほうを見学する。近くにはお土産物屋がたくさんあって、このお土産物屋に立ち寄ってお昼食べることもあるだろうし、お土産買うこともあるだろうし、これが一つの私は経済効果につながっていくんじゃないかということを特に感じております。



大事な阿波市の財産ですけれども、この財産を守り抜くためにも、私は市長の考え方、特にお聞きしたいと思うんです。取り組んでいくか、進めるかどうかというのは、私は市長の双肩にかかっていると、考え方で進んでいけるといふふうに思います。そこらのことにつきまして、ぜひ市長にご答弁いただきたいとします。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 原田議員からは、そよ風広場付近の再構築について、私に前向きに検討したらどうかというご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、そよ風広場につきましては、合併以前の阿波市が取り組んだ事業でございまして、もう二十数年たつということで、ご承知のとおり、もう遊具も老朽化しているところでございます。以前から、ここについていろいろ議論したんですけども、いわゆる観光事業につきましては、阿波市はいろいろな地方債とか補助金がございません。全て一般財源で対応しなければいけない事業になってまいりますので、いろんな財政面の考慮をしながら、これから考えていきたいとします。ただ、いろいろな地形的な問題であるとか、今までの地権者の関係であるとか、難しい問題がありますので、ちょっと時間をいただいて考えさせていただきたいとします。

それから、これからの観光行政をどのように見据えているかっていうご質問もいただいたと思うんですけども、近年、全国的に少子・高齢化が急速に進展して人口減少が進む中、高い付加価値を生み出すことができる観光分野っていうことでございまして、本市の基幹産業である農業を初め、商業や製造業など、地域内の幅広い産業に経済効果をもたらすことから、観光振興を地域づくりの一つと捉えて、地域全体が一体となって進めていく必要があると考えているところでございます。また一方で、人々の価値観や嗜好が大きく変化する中で、観光分野においても地域の個性が求められるようになりました。本市特有の自然、食、文化等を生かした観光振興に努めていかなければならないと考えているところでございます。

ご承知のとおり、本市には阿波の土柱を初め、御所のたらいどんなど、また四国霊場八十八カ所のうち7番札所の十楽寺から10番札所切幡寺までの4カ寺など、魅力ある観光資源が多くございます。観光客の心を引きつけるためにも、これらの資源をさらに磨き上げて、それを十二分に生かした個性ある施策を講じていくことが必要であることから、平成24年から実施しているやすらぎ空間整備事業を初め、最近では先ほど担当部長が申し上げましたとおり、土柱周辺の活性化に向けて地域が一体となって取り組みを進め

ているところでございます。

さらには、今年の夏には東京オリンピック・パラリンピック、2025年には大阪関西万博など、大きなイベントも控えておりますので、広域的な観光振興を進めるDMO法人イーストとくしま観光推進機構との連携を強化するとともに、またその前後に完成予定の議員おっしゃられました阿波スマートインターチェンジも有効に活用しながら、滞在型のホテルの誘致にも取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。今後におきまして、戦略的かつ効果的な観光行政に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

最後、答弁させていただきますけども、そよ風広場の整備につきましては、先ほど申しましたように、いい補助金とか交付税でバックのある地方債もございません。全て一般財源で対応するようにはなると思いますので、そこらあたり少し時間をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（松村幸治君） 原田定信君。

○19番（原田定信君） 今、市長のほうからご答弁をいただきました。

大変事業費が重なってくる、市長の答弁の中には一般財源での運用っていうことが大きな壁になりつつあること、これ十分私も理解できます。ただ、前段に申し上げましたように、やはりスマートインターの一つの結びつける魅力っていうのは、私はこのそよ風広場、土柱だと思っております。だから、そういう意味でも、やはりそこらは芽を吹かすためにも、今からしっかりと見据えた中で私はそよ風広場、土柱の計画を年次計画的にやってもらいたいなということを特に思ひます。まさに、ない物ねだりよりあるもの探し。あるんですから、あるものをぜひしっかりと見据えて運用をしていっていただきたいというふうに思っております。

さて、いよいよこの議会を最後に安丸部長を初め、何人かの方々、管理職の方々も最後の議会となられとる方もおいでます。どうか、退職後も阿波市のことにいろいろこれからご指導いただいて、議会もご指導いただけたら幸いかと思ひます。皆さん方のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これで志政クラブ原田定信君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい川人敏男君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 9番川人敏男、阿波みらいを代表して質問させていただきます。

まず最初に、お許しいただいて、質問のときだけマスクを外させていただけたらと思います。

さて、今回は、重要性、緊急性等を勘案して、4点質問します。

第1問は、新しいごみ処理施設について。第2問は、農業従事者の老後の生活設計と後継者問題について。第3問は、子育て支援について。第4問は、阿波病院の再編統合についてです。

それでは、順次質問させていただきます。

第1問は、一般廃棄物の焼却施設、中央広域センターにかわる新しいごみ処理施設について質問します。

質問に入る前に確認したいことがあります。

1つは、自分の町で出したごみは自分の町で処理するのが原則で、全国で99.9%の市町村が原則どおり取り組んでいます。もう一つは、ごみ問題をめぐり、県内では住民や議会の支持が得られず、辞任を余儀なくされた市町村長は少なくありません。予算を計上すれば進む事業でもありません。極めて困難なプロジェクトです。したがって、慎重に丁寧に質問を進めてまいります。

ご承知のとおり、市長は昨年9月の市議会で、新しいごみ処理施設は生ごみなどの可燃ごみを燃やさずに微生物の力で発酵、乾燥させ、固形物として燃料の原料にリサイクルする燃料化方式の採用を唐突に表明しました。具体的に申し上げますと、阿波市、上板町、板野町の1市2町内に施設を建設し、ごみを固形物とします。それをどこかほかの自治体に立地している製紙会社等へ売却し、燃料として使っていただくという方式です。つまり、燃料化方式も最終的には焼却するようになります。これは、香川県三豊市に全国で唯一の事例があります。その特殊な方式を見習ったものと推測します。

いずれにしても、本市にとってこれが実現するかどうか、議員の間でも心配の声が上がっています。多くの市民も関心を寄せ、話題に上っています。燃料化方式という基本方針を明示しましたが、まだまだ越えねばならない困難なハードルが幾つもあります。

そこで、燃料化方式の実現の見込みについて、市当局に説明責任を果たす答弁をお願いします。

1点目は、一般廃棄物の分別収集は従来どおりなのか、または変更されるのか。

2点目は、発酵、乾燥して固形物とする段階で、害虫、悪臭等の環境問題を発生させないのか。

3点目は、搬入されたごみは、リサイクルできない金属類や塩化ビニールは取り除き、残った紙類やプラスチック等を固形物として燃料の原料にします。しかし、ごみ量は複雑、多様化しており、完全に分離することは困難です。また、分別収集の段階で混在することも考えられます。したがって、固形物の成分分析結果がどのようになっているのか、答弁を求めます。

4点目は、紙類やプラスチック等を固めた固形物を燃料として売却する方針と伺っています。持ち込まれる自治体、周辺住民にとっては、甚だ迷惑先般きわまりないと反対されるのは目に見えています。そこで、焼却炉の燃焼温度、焼却量等をしんしゃくして、近隣に該当する製紙会社等がありますか。その企業等に直接打診したことがありますか、答弁を求めます。

なお、一般廃棄物が最終的に、安全かつ環境に害を及ぼさない状態で処理、処分されることを確認する義務があります。委託業者は、委託すればその義務が消滅するということはあり得ないということを申し添えます。

5点目は、固形物を本市では燃料と位置づけていますが、持ち込む相手側の自治体、周辺住民はごみと認識しています。この場合、どのような対応を考えていますか。

6点目は、産業廃棄物と位置づけられている事業者の出すごみは、従来どおり受け入れられますか。どのように考えられていますか、答弁を求めます。

○副議長（松村幸治君） 木具副市長。

○副市長（木具 恵君） 阿波みらい川人議員の代表質問の1問目、新しいごみ処理施設について複数ご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

1点目、一般廃棄物の分別収集は従来どおりなのかについて答弁させていただきます。

本市では現在、大きく分けて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等、7品目に分別し、収

集しています。新施設になりましても7品目に分別していただければ、収集も従来どおりで何ら変わることはございません。

次に、2点目、発酵、乾燥して固形物とする段階で、害虫、悪臭等を発生させないかにつきましても、収集したごみは破砕機で細かくし、発酵補助剤とともにコンクリート製の大きな密閉発酵槽に投入した後、温度、酸素濃度などを自動制御いたします。その微生物による発酵が始まりますと温度は約70度まで上昇するため、大腸菌などの雑菌は死滅し、水分も蒸発することから、害虫などは発生いたしません。また、施設内に発生する生ごみ等のにおいにつきましても、室内の気圧を下げることで外部には出ないように配慮いたします。

次に、3点目、固形物の成分分析結果がどのようになっているかにつきましても、先例では、ごみの組成比率は大きく9分別に分かれており、比率の多い順で申し上げますと、厨房から出るごみ、厨芥類が45.5%、紙、繊維、布類が33.7%、ビニール、合成樹脂が11.6%、木、竹類が8%などとなっております。本市におきましても、同様の組成となることが予想されております。

次に、4点目、近隣に製紙会社等がありますか、またその企業等に直接打診したことはありますかにつきましても、県内には、製造工程で多くのエネルギーを必要とする製紙会社に加え、セメント製造会社が多数あり、一部では化石燃料から廃棄物燃料などへの転換が進められています。また、県内には、固形燃料を製造する会社も複数存在いたします。現時点で、これらの企業に対して市が直接打診は行っておりませんが、ごみの処理方式を検討する中で、コンサルタント会社による調査を行っており、固形燃料の受け入れは可能であるとの報告を受けています。今後、より詳細に検討を進める中で、固形燃料の搬出先の担保につきましても手法を決定してまいります。

次に、5点目、固形物を持ち込む相手方の自治体、周辺住民の反対にあった場合どう対応しますかにつきましても、生ごみを微生物により分解処理し、さらに水分を除去することで固形燃料の原料として最終利用することから、原料をごみとするものの固形燃料として扱われます。県内に複数ある固形燃料の製造会社も廃棄物を収集した後、その廃棄物を原料として固形燃料を製造し、製紙会社等に売却しており、同様に中央広域環境センターのごみは、最終的に加工された固形燃料として搬出いたしますので、直接ごみを他の自治体に持ち込むことにはならないと考えています。

次に、6点目、事業者の出すごみはどのような対応を考えていますか、産廃といった扱

いにはならないのかということにつきまして答弁させていただきます。

事業者の出すごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、自治体が処理することのできる一般廃棄物は、会社、商店などの事業所から事業活動に伴って出るもので、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。この事業系一般廃棄物の受け入れは従来どおり行えますので、何ら変わることはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいまご答弁いただきましたけれども、答弁の中で少し気になることがありますので、その点を指摘させていただきます。

3点目で、ビニール、合成樹脂が11.6%ありますけれども、これは焼却時に二酸化炭素を排出するのではないですか。また、取り除いた塩化ビニール、この処理はどうか、また次の機会にお伺いしたいと思います。

それから、4点目、近隣に製紙会社等がありますかについてですけど、阿波市内には製紙会社、セメント製造会社はありません。したがって、市外へ搬出することになります。今後、問題にならないか心配します。

それから、5点目、固形物を持ち込む相手先の自治体に対してですけども、持ち込む相手側の自治体で燃焼するんで、多い、少ないにかかわらず二酸化炭素が発生するものと考えられます。したがって、持ち込みを拒否される場合も考えられます。

以上のようなことが、今のご答弁の中で少し気になるところです。

それでは、再問に移ります。

るご答弁いただきましたが、阿波市に都合のよい論理が先走って、実現できる目途がもう一つ見えてきません。ごみを固形物として燃料だと千回理屈を言っても、持ち込まれる市町村は聞く耳を持たないと、感情的に受け取られる懸念が大いにあります。もし、仮に、本市に持ち込まれる立場になると、むしろ旗を立てて市民が反対するのではないかと思います。

市は、固形物を燃料として処理することが環境に優しく、ダイオキシンなどの有害物質を出さず、二酸化炭素の排出も抑えることができると強調しております。本市で焼却しないから当たり前のことですが、相手先にとっては重大なことと受けとめられる懸念があります。結局のところ、燃料化方式は、焼却という工程を他の自治体に担ってもらう危なっかしい行政運営です。持ち込み先の自治体等との話し合いができていない段階で燃料化方

式を表明することは、とらぬタヌキの皮算用で、乱暴な論理の展開になっているのではないかと思います。中途半端な形で事業を進めると引き返しができなくなり、同時に市民の暮らしを守れないこととなります。

そこで、再問の1点目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条を踏まえて、施設の設置に県からの内諾は得ておられますか。

2点目は、年度末を迎えておりますが、適地調査の結果はいつ発表されますか。

3点目は、燃料化方式を確実に実現できるという担保はどこにありますか、再度答弁を求めます。

4点目は、いろいろな問題を内包していますが、新年度の予算の状況はどうなっていますか。

以上、答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 木具副市長。

○副市長（木具 恵君） 阿波みらい川人議員の再問について、順次お答えさせていただきます。

1点目、廃棄物処理法第8条における知事の許可は受けているのかにつきましては、廃棄物処理法第8条第1項において、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。この規定は、民間事業者が設置する場合に適用され、許可を受けずに施設を設置した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金の処し、またはこれを併科するとされています。実施主体が市町村の場合は届け出になりますが、いずれにいたしましても新ごみ処理施設の検討が進み、建設のめどが立つといった適切な時期に、知事に対して届け出等を行っていく予定となっております。

2点目、今年度予算で適地選定業務を計上していますが、どのようになっているのかにつきましては、現在候補地について業務を委託し、1市2町で検討を行っているところでございますが、当初は今年度に候補地を選定する予定にしておりましたが、協議に時間を要し、平成2年度へ繰り越すこととなっております。建設候補地につきましては、構成2町との合意のもと、候補地を早急にお示しできるよう取り組んでまいります。

3点目、燃料化方式が確実に実現できるという担保はどこにあるのかにつきましては、先ほど答弁させていただきましたが、県内には固形燃料を製造する会社、また固形燃料を使用している会社もあり、さらに四国内にも多くの企業が存在しております。こうした企業

とが直接または間接的に協定または契約を結び、実行性を確保する必要があると認識しております。その手法につきましては、今後検討を進めてまいります。

次に、4点目、新年度の予算状況につきましては、中央広域環境施設組合の新年度予算に、新ごみ処理施設整備機種選定支援業務として660万円を計上する予定です。この業務は、新ごみ処理施設建設に際し、施設整備、運営を行う事業者の公募資料を作成し、公募資料の公表及び事業者の審査並びに事業契約の締結に係る発注業務全般に対する支援業務となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 木具副市長、済いません。

ただいま答弁の中で、多分間違えと思うんですけど、令和2年度を平成2年度とおっしゃったんで、ちょっと修正をお願いできますか。

○副市長（木具 恵君） 先ほどの答弁の中で、令和2年度を平成2年度と言い間違えましたので、それにつきましては訂正をお願いいたします。

以上、高いところから失礼します。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいまの答弁の中で、少し疑問の点がありますので指摘させていただきます。

まず1点目、これは市町村の場合は届け出になるということですが、届け出行為については法律的に解釈しますと、単なる届け出と許可に等しい届け出があります。県下で初めての燃料化方式でありますので、かなりシビアなチェックがされて、要するに届け出が受理されない場合もあり得ると考えられます。取り組みに甘さがあるのではないかと、このように心配します。

次に、新しい建設場所、適地選定業務についてですけれども、協議がおくれというふうなことは、私にとっては先送りになって、選定がおくれている印象を受けます。協議がどのような状況なのか、執行部が話すことなんでよくはわかりませんが、適切な進行管理が行えていないのではないかと、この点を心配します。これは非常に難しい、住民の説明とかいろんなもんが重なりますので、適切な進行管理をしていただきたいと思います。

それから、最後の燃料化方式が確実にできるという担保ですね。これは、今後検討を進めてまいりますというご答弁だったと思いますが、今度の検討課題ということですが、今



後非常に重たいものとなりそうに考えます。

以上で再問を終わって、再々問に移ります。

全く異なった角度から、市長に質問します。

1つは、県内各市町村は、ごみ処理施設の建設に頭を抱えています。ご承知のように、徳島市、小松島市、松茂町、北島町、勝浦町、石井町の2市4町が協働して建設に取り組んでいますが、建設場所等でデッドロックに乗り上げています。吉野川市も単独での施設建設を目指しています。三好市東みよし町のみよし広域連合、美波町、牟岐町、海陽町の海部郡衛生処理事務組合も暗礁に乗り上げています。いずれも、収集分別から焼却に至るまで、地域内での一貫した取り組みを目指し汗を流していると伺っています。これがごみ処理の本来のものではないでしょうか。

もう一つは、燃料化方式はイタリアの企業から特許を得た香川県の企業が三豊市のごみ処理を請け負っています。しかし、実績は三豊市だけで、全国的な広がりはいま一つです。規模的にもベンチャー企業と認識します。市長は、阿波市の将来をベンチャー企業に託すこととなります。仮に、この企業が何かの理由で倒産した場合、阿波市のごみ処理はストップします。つまり、永続的にごみ処理を行う担保がないということです。

次に、阿波市、上板町、板野町の副市長、副町長等で構成する新ごみ処理施設検討会で十分議論した結果だそうですが、公平中立なごみの専門家は誰ひとり参画していません。いわば素人集団とも言える検討会で結論を出すのはいかがかと思えます。ビジネスモデルとしても成り立つことが見通せません。

一方、国内には1,000を超えるごみ焼却施設がありますが、安全に安定して稼働しております。市長が燃料化方式にこだわる理由を図りかねます。時間が経過すれば燃料化方式でできるのかどうか結果が明らかになります。しかし、そのときでは遅いのです。もっと研究、検討してから最終的な結論を出してはいかがかと思えます。孤独の中で結論を迫られる市長のご心中をお察し申し上げますが、これはトップの使命です。いずれにしても、市長の双肩に市民の安心・安全な暮らしがかかっています。

そこで、海のものとも山のものともわからない燃料化方式の方針を変更するよう提言します。ご答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波みらい川人議員の再々問、端的に言いますと燃料化方式を考え直すよう提言するが、市長の考えを聞かせてくれということだろうと思えます。

現在、検討しております燃料化方式を断念し、焼却方式へ方向転換せよというご提言かと思えますけれども、確かに日本全国を見ても、ごみ処理方式の多くが焼却方式、中でもストーカ方式と言われてる方式が主流でございます。国土の小さな日本では、ごみを焼却して容量を小さくし、残った灰を埋め立てる方法が一般的で、世界一ごみを焼却している国となっております。

燃料化方式でもごみを燃料として、最終的には燃料にいたしますが、化石燃料の代替え品としてリサイクル率が格段に向上し、化石燃料に比べて二酸化炭素排出量が約33%削減されることから、近年問題となっている温室効果ガス排出による地球温暖化対策や、循環型社会の構築に寄与できるものと考えておるところでございます。これまでのごみは捨てるものではなく、ごみを再利用するものとして活用できるよう、市民の皆様のご理解を得て、燃料化方式を進めてまいりたいと考えております。

次に、議員ご指摘の全国の市町村が燃料化方式を採用しないということでございますが、現在全国で約15の自治体が燃料化方式を計画しておりまして、そのうちより具体的に計画を進めている団体は5団体あると聞いております。確かに、この方式は固形燃料原料の受け入れ先を探すことが最重要課題となりますが、本市を含む1市2町が県内の自治体で初めて計画を行っていることから、あらゆる面でアドバンテージがあると確信をしております。

以上のことから、燃料化方式に向けた取り組みをさらに加速しまして、2025年7月稼働に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 今の市長の答弁で、燃料化方式を今後とも積極的に進めていくというご返事ございました。

そこで、私は総括して、一言申し上げておきたいと思えます。

市の事業は、予算と人材がかみ合って、前向きに動いてまいります。財政偏重では大きな事業にひずみが出てきます。特に、新しいごみ処理施設には、副市長クラスの中核となる責任者の確保と体制の整備のおくれを指摘しておきます。

燃料化方式については、外部の専門家、先進地の情報収集が不十分なまま、問題点の整理分析も不十分なまま、手続的にも内容的にも見切り発車に踏み切ったのではないかと考えられ、まことに残念です。次のステップへ進もうとした段階で壁に突き当たり、迷走を

繰り返し、やっぱりだめでした、ごめんなさいと放りだして済む問題ではないのです。市長は市民に対して、市の将来に対して責任をとる立場にあります。

いずれにしても、ごみ処理施設の建設は、環境アセスメントや住民説明会で相当長期にわたり、腹の据わった取り組みとなるのではないかと思います。差し出がましいようですが、燃料化方式にすることを改めるには、やはり市長のご決断が大きな成否を握ると思うんですけれども、これはすなわち市長の燃料化方式のご決断が市民の暮らしを大混乱に陥れるか、名市長として後世に名を残せるかどうかの瀬戸際であることを申し上げて、第1問を終わります。

次に、第2問に入ります。

第2問は、農業従事者の老後の生活設計と後継者問題について質問します。

ご承知のように、本市は県下一の農業地域であり、関西圏を中心とした大消費地に近く、新鮮で安心・安全な農産物の供給地として農業に力を入れております。本市の農業の位置づけについては、農家戸数3,636戸で、全世帯1万3,108戸のうち28%を占めております。農家戸数のうち、販売戸数は2,409戸で66%、自給的農家数は1,277戸で34%、県下一の農業地域であることを裏づけています。

農業従事者の方に農業の現状についてお話を伺いますと、大半の方は、米づくりは赤字でもうけにならないと。裏作の比較的単価の高いブロッコリー、レタス、キャベツ等の野菜類で何とか帳尻を合わせている。今年のような暖冬では野菜類の値段が下がり、食べていくだけで精いっぱいだと。これから年をとっていくし、老後のことが心配だとつぶやいていました。一方、高齢農家世帯の家計費は、月額23万円程度だと見込まれています。

そこで、農業従事者が安心して安定した老後生活を迎えられるかどうか伺います。

1点目は、老後生活の柱となる国民年金は、月額幾らぐらい支給されますか。

2点目は、プラスアルファとして、任意の加入ですが農業者年金制度があります。この概要と被保険者数、受給者数、支給額はどうなっていますか、答弁を求めます。

3点目は、蓄えが乏しいので田畑を売却して老後の生活の足しにと考えます。本市の場合、ちまたでは1反当たり40万円前後と側聞します。お隣の吉野川市山川町では1反100万円取引しているそうです。この価格差は何が原因ですか、答弁を求めます。

4点目は、高齢になりますと、介護や医療等の経費を心配しなくてはなりません、介護に要する自己負担の見込みについて、答弁を求めます。

○副議長（松村幸治君） 吉川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉川和宏君） 阿波みらい川人議員の代表質問、2問目、農業従事者の老後の生活設計と後継者問題について、4点ご質問をいただいています。1点目から3点目まで、順次答弁させていただきます。

1点目のご質問、国民年金の支給額についてお答えいたします。

国民年金は、全ての国民を対象に、老齢、障害、または死亡による所得の喪失や減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することとなっています。

そこで、議員ご質問の支給月額ですが、日本年金機構によりますと、40年間納付済みの方で約6万5,000円、年額では78万100円となっています。

2点目の農業者年金制度の概要と被保険者数、受給者数、支給額についてお答えいたします。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できる公的年金で、保険料は月額2万円から6万7,000円まで、千円単位で加入者が選択することができます。こうして自分が積み立てた保険料とその運用収入を原資に、積み立てた額に応じて将来年金が決まる、いわゆる確定拠出型の年金です。また、農業者年金は、国民年金に上乘せする農業者のための年金であることから、農業委員会では、毎年11月と2月を加入推進月間と定め、徳島県農業会議などの協力を得ながら、有資格者に個別訪問等を実施し、加入を推進しているところです。

令和元年5月末現在の被保険者数は33名、受給者数は351名となっていますが、支給額につきましては、それぞれ個々の積み立て金額によって違いがあるため、お答えすることができません。引き続き、農業者の老後の生活の安定と改善を図るため、農業者年金の加入推進に努めてまいります。

3点目の田畑の売買価格についてお答えいたします。

農業委員会では、農地を農地として売買する農地法3条関係の可否や、農地を他の用途として売買する農地法5条関係の審議を行っています。一方で、売買価格については、それぞれの利用目的や土地の条件をもとに、売り手と買い手の需要と供給により決定されるものと認識しています。農業委員会は、市内及び吉野川市の具体的な売買価格を把握していないため、一概に比較することはできません。ご理解ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） ただいま局長のほうからるるご答弁をいただきました内容を総合的に勘案しますと、農業従事者……。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 阿波みらい川人議員の代表質問2問目の4点目の介護に要する自己負担はどのくらい必要なのかについて答弁させていただきます。

介護保険制度は、サービスを利用する際の自己負担と、国や地方自治体の負担金及び40歳以上の方が納める介護保険料で運営されています。介護サービスには、在宅で受けられる居宅サービスと施設に入所して受けられる施設サービスがあり、サービスにかかった費用の1割から3割を自己負担していただくことになります。例えば、要介護3の方が居宅サービスを利用する場合、1カ月の利用限度額が27万480円と定められているため、限度額いっぱいまでサービスを使うと、1割負担の方は2万7,048円、3割負担の方は8万1,144円の自己負担となります。また、施設サービスについても、施設の種類及び要介護度ごとに介護費用が異なります。

このように、利用するサービスの種類や介護度、所得等により自己負担額はそれぞれ違う上、施設によっては食費や部屋代のように公的介護サービス以外の費用も必要となることから、介護に要する自己負担額はケースによって変動することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 早とちりしてしまいまして、失礼しました。

今、局長と健康福祉部長からるるご答弁いただきました内容を総合的に勘案しますと、農業従事者の老後には厳しい現実が待ち受けています。

国民年金は、ご答弁いただきましたように、月額1万6,410円の掛金で40年間の場合、1人6万5,000円支給されます。この額は、公務員や会社員と比較して半額にも満たない額です。ただ、兼業農家の方には厚生年金が支給されることが見込まれますが、専業農家の場合は国民年金だけになるのではないかと思います。

毎月の必要経費23万円から国民年金の収入6万5,000円を単純に引き算すると、16万5,000円が毎月必要になってくるのではないかと思います。もとより、退職金もありません。蓄えが尽きて田畑を売却しようにも、1反当たり40万円前後ですので、ズメの涙です。老後の生活費は自分で蓄えをし、準備するのが基本です。

しかし、改めてこういう現実を見せつけられますと、親は子どもに農業を継いでくれと

言えるでしょうか。子どもも生活の安定を求めて会社員等を希望するのが当然の流れです。農業の屋台骨が揺らいでいます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、農業は農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄の拡大が重くのしかかっています。中でも、後継者不足は深刻です。後継者不足を解消するために、新年度予算でどのような施策に幾ら予算を計上しますか。

2点目は、市長は農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業構造の劇的な変化を迎える中、打つべき手を早急に練る必要があります。また、農業立市を掲げる阿波市では、これまで農業収入と会社などの給与収入で生計を立ててきた兼業農家、それらの方々が退職して専業農家になった方も少なからずいらっしゃると思います。したがって、これから規模を大きくし、農業ビジネスを軌道に乗せることができる農業従事者は限られています。そこで、このような現実を踏まえて、本市農業の将来像をどのように考えていますか、答弁を求めます。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 阿波みらい川人議員の再問の1点目、後継者不足を解消するために、新年度予算でどのような施策を企画し、幾ら予算を計上しているかについて答弁させていただきます。

議員のご提言のとおり、農業者の高齢化による担い手不足は、農業立市である本市にとって重要かつ喫緊の課題であることから、令和2年度当初予算において、農業関係事業予算として、総額9,138万6,000円を計上させていただいております。

事業ごとにご説明申し上げますと、国の事業であります次世代を担う農業を志す者に対し、就農後の営農を支援する農業次世代人材投資事業は、総額約8,000万円を計上し、1人に年間最大150万円、最長5年間交付するもので、これまでに県内第2位となる75名に交付され、新規就農者の確保に大いに効果を上げております。

次に、本市独自の事業として、1点目に、本市の農業を担う青年たちの活動の活性化を図るため、農業後継者クラブを支援する農業後継者育成推進事業に100万円。2点目に、徳島県農業会議が実施するとくしま就農スタート研修と連動して、本市で営農をする農業後継者を育成、支援する就農スタート研修事業に150万円。3点目に、新規就農者を対象に、早期に農業経営の安定を図るため、多額の初期投資を必要とする園芸施設や農業機械の導入といった設備投資、農用地の取得などを支援する新規就農安定経営支援事業

に850万円をそれぞれ計上し、新規就農者の農業経営の早期安定化を支援しているところであります。

そのほかにも、農業者全体への支援策としまして、徳島県の農山漁村未来創造事業への上乗せ補助や、阿波市農業フォローアップ事業などの農業施策を展開してまいります。加えて、本市は今年8月に開設する株式会社トマトパーク徳島や、徳島県などと高度環境制御設備を用いて多収穫栽培を行う次世代型園芸の実証に関する協定を結んでおり、関係団体と連携を図りながら、スマート農業の人材育成にも努め、本市の基幹産業である農業振興を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の農業従事者の老後の生活設計と後継者問題についての再問の2、このような現実をどのように認識し、本市農業の将来像をどのように考えているかについて答弁させていただきます。

本市の強みであります農業は、南面傾斜による日照時間の長さや温暖な気候、吉野川に育まれた地味肥沃な土壌、そして一年中利用ができる農業用水に加えまして、京阪神を中心とした大消費地の近さを生かし、農畜産物の出荷額、県内第1位はもとより、中国、四国地方においても有数の農業生産を誇っているところでございます。一方、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地などの増加に加えまして、豪雨を初めとする自然現象に対応できるような強靱な農業経営が喫緊の課題となっているところでございます。

こうしたことから、担い手への農地利用の集積、集約を図るため、農地利用最適化推進委員会や農業委員と連携し、農地利用の最適化に取り組むとともに、集落営農の組織化も進め、担い手不足の解消に取り組んでいるところでございます。また、最先端の次世代型園芸の実証事業から得られる超省力化や高品質生産を可能とするスマート農業にも取り組み、強靱な農業経営を後押ししてまいりたいと考えております。

このように、農業の担い手の育成や確保、さらには効率的な営農による農業所得の向上を図り、本市の農業が魅力あふれる産業となるよう推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 第1点目の後継者対策については、いろいろと手を打っていることはよく理解できます。今後とも、成果を上げるために、さらなる努力をお願いします。

次に、本市農業の将来像については、農業従事者が高齢化しておりますので、抜本的な改革は難しいですけれども、粘り強く着実に成果を上げていただくようお願いします。

それでは、第3問、子育て支援について質問します。

本市は子育てに力を入れており、子育てするなら阿波市でをスローガンに掲げております。ところが、先日、吉野川市に住んで阿波市に勤めている子育て中の若いお母さんから、子育て環境は吉野川市と比較して目立ってよい点はない。どちらかといえば、相対的に吉野川市のほうが上回っていると思うと指摘されました。私も、スローガンの割に内容が伴っていない印象を受けます。

そこで、子育てするなら阿波市でという根拠となる具体的な施設、予算等で、本市と地理的にも財政規模もよく似ている吉野川市との比較はどうなっていますか。二、三、事例を挙げて答弁を求めます。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 阿波みらい川人議員の代表質問、3問目、子育て支援についての子育てするなら阿波市でという根拠となる施設及び予算で、吉野川市との比較はどうなってるのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市では、子育て支援施策を市の重要施策として、あわっ子はぐくみ医療費助成の拡充を初めとする保護者への経済的支援のほか、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業など、多様な子育て支援サービスの提供を行っています。

ハード面では、学校施設の教育環境を整えるため、平成20年度以降、プールや体育館の改修、エアコンの設置を初め、校舎、体育館の耐震補強工事に合わせて大規模改修工事等に取り組むほか、市内全ての幼保連携型認定こども園の整備についても、一部民間活力を導入しつつ推進しています。また、子育て家庭の精神的負担の軽減を図るため、阿波町のあわむすびに子育て拠点として阿波子育て支援センターを設置するほか、就労支援と待機児童対策として、御所放課後児童クラブの新築や久勝放課後児童クラブの増築など、県下有数の子育て環境整備が図られると考えています。

一方、ソフト面では、保護者の経済的負担を軽減するため、18歳までの子どもを対象に所得制限を設けず医療費の助成をするほか、今年度からは新小学校1年生、中学校1年生に対し入学祝い金を支給しています。

次年度予算では、教育ICT環境整備事業に3億1,050万円、大俣認定こども園整備に5億4,138万円、伊沢、林放課後児童クラブの整備に9,376万円を計上し、



子どもたちの環境整備を図るとともに、ソフト面では中学生の英語力や学習意欲の向上を図るため、英語検定の検定料の補助を行うほか、市内の認定こども園、幼稚園に通う4歳、5歳児を対象にフッ化物による洗口を行い、永久歯に生えかわる時期の子どもの虫歯を予防するフッ化物洗口事業を県内で初めて行います。

個別の自治体との比較については、答弁を差し控えさせていただきますが、市内在住の就学前児童及び小学生のいる全世帯を対象にアンケート調査を行った結果、市の子育て施策に対する充実感、満足感が5年前の調査より全ての項目で満足感や充実感を感じる割合が高くなっており、特に子育て支援サービスに満足しているが78.1%となり、前回調査より16.6ポイント向上、また子どもへの教育環境は充実しているについても73%と、14.5ポイント向上しており、市の子育て支援施策が子どもを持つ保護者に認められたものと考えています。

今後においても、市民ニーズに対応しながら、市の子育て支援施策をさらに充実させることにより、市民満足度の向上を図り、子育てしやすい環境を整えてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人議員、少々お待ちください。

質問の途中でございますが、この大きな質問3で12時を過ぎてしまいますと、4番目が大きな設問には入れなくなります。この3番が終わり次第、休憩とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○9番（川人敏男君） はい、結構です。

○副議長（松村幸治君） それでは、川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 市の子育て支援に市民がおおむね満足しているとアンケート調査結果から判断されました。大変喜ばしいことです。一方、子育て支援は、全国津々浦々、人口が減っておりますので、それぞれの市町村が競争しております。したがって、現状に満足せず、絶えず見直しをしていただきますよう要望しておきます。

再問に移ります。

ご承知のように、市当局のご努力下、市内全域にわたり認定こども園として施設を建設し、おおむね希望どおりのこども園へ通園できるようになりました。認定こども園は、保育所と幼稚園の機能をあわせ持っています。厚生労働省所管の保育所は、共働き世帯を対象に、ゼロ歳から、1日11時間程度預けられます。文部科学省所管の幼稚園は、3歳か

ら、1日4時間程度通園することになっています。

一方、数年前に、子育てするなら阿波市だという根拠について質問したところ、保育料が周辺市町と比較して安価であるという答えをいただきました。ところが、国では、昨年10月から幼児教育の負担軽減を図るため、3歳から5歳までの幼児教育を全て無償化しました。幼保無償化制度は、3歳児以上は全世帯、ゼロ歳児から2歳児までは住民税非課税世帯が対象になります。本市では、ゼロ歳から2歳児の保育料は、親の所得などにおいて設定され、徴収されます。自己負担はほぼ国の示したとおりで、市の持ち出しは余り額が高くにはなっておりません。このため、子育てするなら阿波市だというスローガンは内容が伴っていないというか、訴える力、パンチが弱い印象を受けます。

そこで、子育てするなら阿波市でをスローガンに掲げ続けるなら、ちまちま小出しにするより、めり張りをきかせて保育料を全額無償化してはいかがですか。市長の答弁を求めます。

○副議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の0歳から2歳児までの保育料を全額無償できないかについて答弁をさせていただきます。

昨年10月より、幼児教育・保育の無償化によりまして、市内全ての3歳から5歳児並びに0歳から2歳児の住民税非課税世帯を対象に、保育料の無償化が図られているところでございます。0歳から2歳児の保育料につきましては、現在も保護者の皆様方にご負担をいただいておりますが、本市の保育料につきましては国の基準の60%となっております。一方で、0歳から2歳児の保育料につきまして全額無料にいたしますと、年間約6,000万円という大きな財源が継続して必要となります。

今後、地方交付税等、一般財源の減少が予測されるとともに、子育て支援施策の充実や社会保障費の増加が見込まれることから、財政の硬直化をあらゆる指標でございませぬ経常収支比率の上昇につながります。子育てするなら阿波市を標榜する阿波市にとりまして、保育料全額無償化の意義は十分理解するところでございませぬけども、市政を預かる者として、市の財政全般を対局的に見て判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 市長からご答弁いただきましたけれども、市の財政状況ちゅうんは市政を預かる者として非常に大事なことと思いますので、十分理解しておきたいと思います。

以上で3問目を終わります。

○副議長（松村幸治君） それでは、暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大きな項目の第4項目めから、引き続き川人議員に質問をお願いを申し上げます。

川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 午前中に引き続き、最後、第4問目だけ質問させていただきます。

第4問は、阿波病院の再編統合についてです。

厚生労働省は昨年9月に、全国の公的病院のうち、再編統合の議論が必要と判断した424の病院名を公表しました。県内では阿波病院を初め、4病院が対象となっております。これは、新聞報道等によりますと、団塊世代全員が75歳以上になり、医療、介護の急速な増加が見込まれる2025年を見据え、効率的な医療提供体制を再構築することになります。同時に、高齢化により膨張する医療費を抑制することが狙いです。対象となる病院は、ベッド数の削減や診療科を他の病院に移すことなどを検討することになっているようです。阿波病院を利用している私ども阿波町の住民は今後どうなっていくのか、固唾を飲んで見守っています。

そこで、阿波病院の再編統合に関して3点お伺いします。

1点目は、透析患者を初め、多数の方々が利用していますが、診療内容等にどういった影響を及ぼすと考えていますか。

2点目は、本市の意向を反映していただくため、検討会議等への本市の参画はありますか。

3点目は、今後の再編統合のスケジュールはどのようになっていますか。

以上、3点、ご答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 阿波みらい川人議員の代表質問4問目、阿波病院の再編

統合について、3点について順次答弁をさせていただきます。

1点目、診療内容等はどういう影響を及ぼすのかについて答弁をさせていただきます。

厚生労働省は昨年9月に、公的病院のうち、診療実績などにより再編統合の議論が必要と判断した病院名を公表し、その中に阿波病院が含まれていました。阿波病院は、地域救急医療を担う救急告示医療機関として県に認定され、また災害拠点病院である吉野川医療センターを支援、補完する災害医療支援病院として位置づけられています。1日の外来利用者は約220人で、そのうち70%が阿波市民であり、腎センターでは透析患者が約90人、また糖尿病専門医やスタッフによる組織的な糖尿病対策への取り組みや、阿波市内でも数少ない小児科があるため、小さい子どもからお年寄りまで多くの方が利用されています。

このように、地域住民にとってなくてはならない病院であると認識しており、機会あるごとに質の高い医療サービスの提供ができるよう、阿波病院の必要性について主張してまいります。

なお、再編につきましては、今後議論されることから、現時点で診療内容についてはお答えすることができませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目、検討会議への本市の参画はありますかについて答弁させていただきます。

平成28年10月に徳島県地域医療構想が策定され、団塊の世代が後期高齢となり、医療や介護の需要が大幅に増加すると見込まれる2025年を見据え、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することにより、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を議論する徳島県東部地域医療構想調整会議が設置されています。この会議の委員は、医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、保健者、県、公立・公的病院、市町村、アドバイザーの大学教授などで構成され、本市も委員として地域医療構想の構築に向け、議論に参加しています。

次に、3点目、今後の再編統合のスケジュールはどうなっていますかについて答弁させていただきます。

昨年9月の厚生労働省の再編統合が必要とされた公的病院の公表をきっかけに、国、全国知事会と地方3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）による協議の場において、地域の実情に合っていないとの批判が相次ぎ、国は今後、今回の分析結果だけで判断しえない地域の実情も考慮しながら、地域医療構想調整会議において、公立・公的病院が

2025年に担うべき役割等について丁寧な議論を進めていくとの方針が示されました。

これを受け、阿波病院につきましても、本市を初め、地元JA、組織代表、県、地元医師会等を委員とする阿波病院再編検討委員会を設置する予定です。また、徳島県東部地域医療構想調整会議においても、再度検討することとなっています。

先ほども説明申し上げたとおり、阿波病院は本市の市民の皆さんにとってなくてはならない病院であることから、病院としての役割や機能を検討する中で、その必要性について主張してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 阿波病院の再編統合については、いずれにしてもこれから議論を始めるということですので、ぜひとも阿波市の実情をその会議の中等でしっかり訴えていただきたいと、このように思います。

これで私の質問を全部終わります。ありがとうございました。

○副議長（松村幸治君） これで阿波みらい川人敏男君の代表質問が終了いたしました。

引き続き、阿波清風会榎原伸君の代表質問を許可いたします。

阿波清風会榎原伸君。

○10番（榎原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、このマスク必携の異様な議場の雰囲気の中ではありますけども、一日も早い終息を願いながら、清風会を代表して質問いたします。

まず1点目が、行財政改革の取り組みについてでございます。

自治体を取り巻く環境が大変厳しい中、地方財政に詳しい藤井市長が市長に就任されて、行財政改革の陣頭指揮に当たられて、もう3年がたとうとしております。

そこで、今回行財政改革に係るこの間の取り組みの成果を具体的な数字をもって確認をさせていただきます。

まず、財政状況の変化についてですが、財政の健全化がどの程度進んだのか、また図られたのか。簡単には判断できない面もあろうかと思いますが、今回何点かの財政指数により確認をしたいと思います。

一般会計ベースでの収支の状況、そしてごく一般的な財政指数であります経常収支比率、市債の残高、基金のうち財政調整基金の積立額、加えまして財政健全化法に係る実質

公債費比率、この5点について、市長が就任された平成29年度決算と、2年目の30年度決算を比較してどのように変化したのかお伺いします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 阿波清風会樫原伸議員の代表質問、行財政改革の取り組みについての1点目、行財政改革に係る取り組みの成果についてお答えを申し上げます。

藤井市長が就任をいたしました平成29年度と、就任2年目の平成30年度の各種財政指標等をお示しをいたしまして説明をさせていただきます。

まず、収支の状況でございますけれども、当該年度に属します収入と支出の実質的な差額で財政運営を判断するポイントであります実質収支は、平成30年度、5億2,078万円の黒字で、前年度と比較いたしまして1,693万6,000円の減となっております。

続いて、財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいとされる経常収支比率につきましては、平成30年度、91.8%で、前年度と比較いたしまして2%の増となっております。比率が上昇いたしました主な要因といたしましては、普通交付税の合併特例の減少によるものでありますけれども、子育て支援施策の充実や社会保障費の増加によって市民サービスの充実に伴うものが含まれておりまして、引き続き自主財源の確保や経常経費の見直しに努め、経常収支比率の抑制を図ってまいります。

次に、市債残高ですが、この市債の発行につきましては、主に地方財政法第5条に規定されております地方債を充てることのできる事業について、総務大臣または県知事同意のもと、建設事業費の財源として発行をいたします。平成30年度の市債残高につきましては205億6,451万8,000円で、前年度と比較いたしまして12億5,113万1,000円の減となっておりますが、うち78%の約160億円が後年度におきまして交付税措置されるため、実質的な市債残高は約46億円となっております。

続きまして、市の貯金に当たります平成30年度の基金のうち、財政調整基金の積み立て金額につきましては35億9,307万5,000円で、前年度と比較いたしまして8億3,034万5,000円の減となっております。これは、財政調整基金を取り崩して新たに設置をいたしました公共施設等総合管理基金に積みかえたことによるもので、基金全体では2,983万6,000円の微増となっており、平成30年度末の全ての基金残高は141億3,000万円となっております。

そして、公債費による財政負担の程度を示し、25%を超えると一般事業費の起債が制

限をされます平成30年度財政健全化法に係る実質公債費比率につきましては7.8%、前年度と比較いたしまして0.8%の増となっております。

これらの財政指標を県内8市で比較いたしますと、経常収支比率では3番目、市債残高では2番目に低く、基金積立額では3番目に多いという状況であり、他市と比較いたしましても健全な財政状況にあり、引き続き堅実な行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 主な、今財政指数の推移をお聞きしましたところ、収支状況、これはともに黒字、横ばいでありますので問題はないと思います。そして、2点目のこの経常収支比率につきましては、平成30年度は前年度に比べて2%上昇しております。この経常収支比率というのは財政構造上の弾力性を示す比率で、低いほどいろいろな事業に柔軟に対応できると教わっております。また、近年は少子・高齢化などの影響で社会保障費が増加して、経常収支比率はどうも上昇傾向にあるようです。市債残高につきましては12億5,113万円減少していると。これは、財政構造の硬直化が進んでいないことのあらわれですのでよいことだと思いますが、次のほうの財政調整基金、これ前年度に比べまして8億3,034万円減少と。市町村が自由に使える基金と私は認識しておりますけれども、今ご答弁で積みかえも影響しているようですけれども、かなり減少しております。これは非常に気になるところであります。そして実質公債費比率、これは0.8%上昇しておりますが、微増の範囲でありまして、普通交付税の合併特例措置が影響しているものだと考えます。

こういった状況っていうんですかね、恐らく本市だけの傾向ではないかもしれませんが、財政運営の基本姿勢としては、実質収支の黒字を維持、堅持することが最も重要であり、こういった財政の現状について、また将来予測、将来展望について、どのような認識を持たれているのか、財政といえば町田副市長、ぜひご答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 阿波清風会檜原伸議員の代表質問の再問に答弁させていただきます。

趣旨といたしましては、今後の財政見通しと健全な財政運営についてということですが、議員も申されましたように、地方公共団体の財政運営の基本指針としては、実

質収支が黒字であることが最も重要であると考えております。そして、行政は継続でございますので、黒字を毎年度続けていくということも大事でございます。そのために、国や県の動向、社会経済情勢などを十分に的確に把握しながら、堅実な財政運営に今後も努めてまいりたいと考えております。

そして、阿波市におきましては、毎年度、本市の財政状況の把握と課題の洗い出しをしながら、中期の財政計画を今後5カ年間を毎年見直しております。これにおきまして、最近少し気になるところが、今月をもちまして阿波市が誕生いたしましたちょうど15年が終わるということになります。その中で、さまざまな合併に係る財政支援措置でございましたが、特に令和2年度をもちまして普通交付税の合併特例加算というのが終わって、令和3年度からは一本算定になると。こういったことが、議員も言われました各種財政指標に大きく、大きくといいますか影響してくるというように考えております。しかし、実質収支が赤字になるということはありません。

ここで、財政指標について何点か説明させていただきますと、財政の弾力化を図ります経常収支比率につきましては、ある時点では95%を超えると推測しておりますが、その後には下がっていくというように見込んでおります。そして、起債に係る実質公債費比率につきましては、最高のときで8%を超える予想をしておりますが、これも健全化判断基準の25%以内ということで、それを大きく下回っておるので余り問題はないというように考えております。そして、地方債現在高でございますが、あと数年後には200億円を割り込むというように推測しております。先ほど企画総務部長のほうからも申し上げましたが、中身といたしましても、地方債の中身につきましては78%が、これ約でございますが、後年度に元利償還金の約78%が国から交付税措置されるということで、こういった中身についても、心強い中身であると考えております。そして、基金につきましても、急激に今後減少するということは考えておりません。そして、補足といたしまして、基金の中で先ほど議員も申されました財政調整基金が減少しているということでございますが、一般会計の中で財政調整基金に加えて、一つの目的に使う特定目的基金というのが11ございます。こういった中で、阿波市におきましては、141億円の中の約半分、70億円ぐらいが特定目的基金と思います。

国の方針といたしましては、財政調整基金っていうのは標準財政規模の約10%程度持っていたらいいということで、特定目的基金の用途を明らかにして、特定目的基金をふやすような方針を政府も言っておりますので、そういう方向に移ってることによって財調が減



少しているということをご理解願います。

そして、その対策といたしまして、ふるさと納税の推進、また市の未利用財産の貸し付け、そして市税等の徴収の増加とか、以前に比べまして自主財源をふやす仕組みっていうのが以前より充実してまいりました。加えまして、こども園につきましても、民間移譲などによって財政のスリム化も図っていることから、現在の健全な財政状況で推移すると見込んでおります。

先ほど部長のほうから申し上げましたが、阿波市の現在の財政状況におきましては、県下8市の中でも、また全国でも、人口とか産業構造が似ている類似団体と比較いたしましても、今のところは比較的健全な状態にあるということですが、今後それを甘んじることなく厳しく見詰めながら、市民サービスの低下を招かないように行財政改革をさらに積極的に推進していきながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま副市長から、現在の、健全なこの財政状況で推移すると見込まれるという答弁を聞きまして安心をしましたが、実は先月の18日、阿波市の2020年度当初予算が発表されました。一般会計192億4,500万円。この解説にも書かれていましたけども、今年度で合併優遇措置も最終年度であり、21年度以降、歳入の大きな伸びが期待できず、歳出削減が欠かせないと、そういう解説が載っておりました。

そうした中で、大俣認定こども園整備事業など、多額の財源を要する事業を実現するためには、しっかりした財源を確保することが求められます。そのためには、まず阿波市が行う事業について見直しが必要であると考えます。さらには、事務事業や補助金の見直しも必要かと思えます。ただ、10年目なんですけど、私が見る限り、阿波市ではそうした検証に加えて、しっかりした見直しへの取り組みがなされているような気がします。一方で、こうした見直しの取り組みには、結果として市民に負担を求めるものもあれば、行政として内部努力を行ったものもあると思えます。市民に負担を求めるものについては、しっかり市民やその利用者に説明を行い、理解を得る必要があるのではないのでしょうか。市としても、内部努力しているものについてはしっかりと発信していかなければいけないと思えます。

ただ、この地方自治体の財務管理は、予算に基づく財務管理中心で、理事者の皆さんは歳入歳出管理をしっかり行うことに重きを置いているような気がしております。その点の意識改革をされて、予算や行財政改革への取り組みをもっとわかりやすく発信、公表してもらいたいと思います。

ここで、通告しておりませんが、町田副市長にお聞きしたいと思います。

現在の阿波市が行っている予算、また財務概要の説明、これははっきり言ってもうわかりづらいです。単に普通交付税というのではなく、後で補填をされるものですよとか、扶助費なんか一般の市民の方、聞きなれない経費名ではないでしょうか。ぜひ、その資料を色分けをすとか満足度であらわすとか、市民によりわかりやすい公表、周知にすべきではないでしょうか。もう少し、子どもから大人までがわかりやすい公表にすべきと考えますが、副市長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 檜原伸議員の再々問に答弁させていただきます。

予算、決算とか財政全般に関しまして、子どもさんから大人までがわかりやすい内容で公表、周知を行ってはどうかということでございますが、予算や決算など、財政に関することは専門用語が多く、各種指標についても計算方法が難解とか、市民の皆様にはわかりやすくお伝えするっていうことが以前からの課題となっております。

今後におきましては、議員ご指摘のとおり、創意工夫を凝らしながら、本市の財政状況が市民のどなたでも理解できるような広報の仕方を、少しずつでも進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） 私も議席を預かりまして10年目です。これまで阿波市がさまざまな行財政改革を行ってきたのは理解しておりますけども、これから市民の皆様と今後も厳しい状況を共有していただくためにも、阿波市の財政運営をよりわかりやすく、誰もが理解できる公表をぜひ要望しまして、次の質問に移ります。

2問目が、阿波市の地域医療構想についてであります。

この2問目なんですけども、先ほど川人議員の答弁を聞かせていただきましたので、1点目ですよね、今回の再編病院名の公表。阿波市にあります厚生連の阿波病院が名指しをされ、大きな波紋を呼んでいることから、阿波市はどのように捉えているのか。この私の

質問に対しましては、先ほど川人議員からも同じ趣旨の質問が出されていまして、地域住民にとってはなくてはならない病院であると認識をされ、阿波病院の必要性を主張していくとのご答弁を聞かせていただきましたので、理解ができました。そして、その再問だったんですけども、この阿波病院、昭和23年に開設ということで、旧館のほうはもう耐震改修も難しく、新館が辛うじて耐震改修できるようですが、建てかえるかどうかの判断に答えを見出せないままと聞いております。

こうしたハード面の問題を抱えています。医療供給体制は当時のままで、今後5年、10年先の病院機能を検討する時期に来ております。厚生連には早く施設整備計画を策定してもらって、自治体として支援できるもの、できないものを示すべきと考えておりましたので、そのことに対する所見をお伺いしたかったんですが。

これも同様に、川人議員へのご答弁の中に、これまでの徳島県東部地域医療構想調整会議に加えて、新たに阿波市、またJA代表、県、この地元医師会を会員とした阿波病院再編検討会議、これは恐らく仮称だと思っておりますけども、そういった検討委員会を設置して、その中で検討する方向のようですので、ぜひ委員になられる方々には、阿波病院が病気を治すだけでなく、暮らしを守ってきた公的病院であるという認識に立って、協議をお願いしたいと思います。

そして、本来ですと再々問になるんですけども、阿波病院が新築をされて、存続ということ仮定して質問をいたしたいと思っております。

阿波市の第2次総合計画では、医療の充実に向けて、高齢化の急速な進行とともに、医療ニーズはますます高度化、専門化されることから、市内外の医療機関と連携を強化するとあります。高度医療を追求することには反対はしませんが、高齢化が進む阿波市では、持続可能で安心できる地域医療、介護体制の構築が必要でないかと思っております。団塊の世代が75歳以上となる2025年も、もう目前に迫り、医療、介護需要がピークを迎えようとしております。国は限られた医療資源、いわゆる医師など人的なものから医療保険制度など財的資源を効率的に活用して、切れ目のない医療、介護サービス体制を築くことを目的に、地域医療構想策定を義務づけました。県が策定した地域医療構想を受けて、阿波市では病床機能の分化と連携について、また在宅医療の充実について、医療従事者の確保、要請についてと、3つの柱に分けて検討、取り組んでいるようです。しかしながら、国や県が地域医療にさまざまな対策を講じてきておりますけども、医療の格差は広がる一方のような気がします。

阿波市では、医師や看護師不足の中、救急医療や在宅医療、地域包括ケアにどのように取り組むのか。地域医療構想が求める切れ目のない医療、介護サービスということから、高齢化が進む阿波市においても、市民が住みなれた地で安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる医療と介護の一体化が不可欠ではないでしょうか。地域包括ケアシステムの構築を進めるべきと考えます。これ、もちろんシステム構築は自治体の権限であります。今回名指しされた阿波病院は、包括ケア病床を60床有しております。また、隣接している徳島県農村健康管理センターは、予防という健診専門施設です。さらに、北に隣接している阿北特別養護老人ホームは、阿波市の方が8割を占めております。

そういったことを総合的に見て、阿波病院を中心施設とした地域包括ケアシステムを構築してはどうかと思います。この点のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 阿波清風会樫原伸議員の代表質問2問目、地域医療構想についての高齢化が進む阿波市には、医療、介護の一体化が欠かせないと思われる。地域包括ケアシステムにおける阿波病院が中心的な役割をしてはどうかを、答弁をさせていただきます。

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援を包括的に提供する体制を言います。

阿波市では、地域包括支援センターが各関係機関と連携を図り、従来の地域支援事業に加え、在宅医療、介護連携や認知症対策など、包括的、継続的に高齢者を支援する体制づくりを行っています。中でも、高齢化とともに重度の要介護者や認知症高齢者が増加し、医療と介護の連携の必要性はますます高まってきており、現在阿波病院に委託し、在宅医療、介護連携推進に関する各種事業を行っています。これらの事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための事業で、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進するものです。

今後も、阿波病院と連携し、利用者の視点に立って、切れ目のない医療と介護の提供体制を構築するとともに、生活支援や介護予防等、地域包括ケアシステムの深化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原伸君） 阿波病院には、これまでの医療に加えて、在宅医療、介護連携推進に関する各種事業を委託しているようです。医療、介護が一体化した病院と位置づけて、この地域医療構想における重要な役割を担っていることがよくわかりました。

地域包括ケアシステム、これおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏を単位としているようです。その点でも、阿波市のちょうど真ん中に位置する阿波病院を中心施設とした医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保された体制を構築して、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる阿波市をお願いして、最後の質問に移ります。

最後の質問は、私のライフワークとも言える阿波市の農業振興についてお聞きします。

1点目が、阿波市におけるスマート農業の発展をどのように図るのか。

私は、さきの9月議会でも、スマート農業実現への取り組みについてお聞きしました。国が進めているスマート農業は、省力化、高品質、安定生産を実現する先進技術で、県やJA、徳島大学などとも連携し、スマート農業の発展を図っていくとのご答弁でした。オーソドックスといいますか、そういった答弁でしたので非常にがっかりしております。

農業立市を掲げる阿波市ですから、具体的に水田の見回りを減らせる水田センサーの導入とか、同じ水稲に関して言えばドローンですね、今よく使われてますけども。このドローンで葉の色を測定して、成否のこの判断基準にするとか、ドローンで農薬を散布するとか、そういった実証報告を聞いたかったのですが、具体的な取り組みっていうのはなくて。このたび土成町に進出しておりますトマトパーク徳島のこの高度環境制御システムが本市のスマート農業を牽引するものではないかと言われても、それはもう民間企業がこの先端技術の恩恵にするだけではないでしょうか。

ぜひ、規模拡大から担い手、労働力不足、過疎が進む中山間地域への対策まで、さまざまな課題を抱える本市にとって、人工知能、ドローン、また情報通信技術などの先端技術をうまく活用すれば、阿波市農業の活性化、すなわち地域の活性化につなげることができるのではないのでしょうか。スマート農業に関して、阿波市全体で、地域ぐるみで活用すべきと考えます。まずは、集落や農家の共通している課題を洗い出して、スマート農業でどうやって解決できるか。地域に見合ったアイデアを出すことから始めてもらいたいのですが、見解をお聞きしたいと思います。

そして、2点目は、阿波市ブランドの構築についてであります。

ブランドですけども、ブランドとは個別の売り手、また売り手集団の財やサービスを識

別させ、競合する売り手の製品やサービスと区別するための名称。これには、言葉であったりシンボルであったり、デザイン、あるいはそういったものの組み合わせですけども。そもそもこのブランド化、ブランド構築とは、一般企業で、会社で言えば、他社と比較したときの優位性や強み、差別化といった要素を明確にすることらしいです。

阿波市では、この手法を農産物に当てはめているようです。何でも採れる野菜の町。もう一回言います、何でも採れる野菜の町。この点を強調して差別化を図っているようです。当然、ブランド育成品目は数多く、なす、レタスなどの主力野菜、それ以外のアスパラガスを加えた13品目を育成品目に選定し、生産、販売体制を支援しているとあります。ありとあらゆる農産物が生産される阿波市のブランド化だということはわかりますが、これが消費者や加工業者、市場ではどう評価されているのでしょうか。

阿波市におけるブランド化は、大量の生産量を確保する一方で、いろいろな野菜が生産できる、何でも採れる野菜の町として、阿波市を丸ごとPRしていくとあります。いろいろな農産物が生産される阿波市そのものをブランド化するのか、何でも採れるという強みを生かしたブランド戦略、これは一体どのようなものなのか、その成果について、2点お伺いします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 阿波清風会樫原伸議員の代表質問の3問目、阿波市の農業振興について。

1点目に、阿波市におけるスマート農業の発展をどのように図るのか。2点目に、阿波市ブランドの構築について、順次答弁させていただきます。

まず、スマート農業についてであります。全国的な担い手の減少、高齢化が進行する中、本市においても主産業である農業は労働力不足が深刻な問題となっているため、営農の省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっているところであります。

この解決策として、先ほど議員ご提言のドローンを始め、ロボットトラクターやスマートフォンで操作する水田の水管理システムなどの導入は、圃場のデータの収集、データを活用した可変施肥、農薬散布などの先端技術を組み合わせる、いわゆるスマート農業を推進することができ、農作業の省力化や自動化、規模拡大、農作物の生育や病害の正確な予測が図られ、高度な農業経営が期待できます。

令和2年度には、阿波市農業生産法人協会がドローンを導入し農薬散布などを行う計画としており、その効果が示されますと、各農家の方にもスマート農業を始めるきっかけづ

くりとなるのではないかと期待をしているところでもあります。加えて、トマトパーク徳島、徳島県、徳島大学などと締結しました次世代型園芸実証事業の実施に関する協定に基づき、次代を担う人材の育成や超省力化、高品質化の生産を可能にするスマート農業の推進にも取り組んでまいります。

次に、阿波市ブランドの構築についてであります。まずブランド品としての条件。一つには、飲食店、量販店などの実需者や消費者の一定の期待を裏切らない量や品質を維持し、いいものとして認知していただき、信頼を得ることだと考えております。

そのため、本市では、生産量や将来性などを踏まえ、なすやレタスなどブランド育成品目、これも先ほど議員がおっしゃってましたが、13品目を選定し、市単独事業の伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業により、生産量や販売体制の支援策を展開しております。また、魅力ある農産物やそれを利用した加工品を阿波市のいいものとして認証する阿波市特産品認証制度も展開しております。現在、柿島レタスや美～ナスを初めとする22品目を認証し、平成30年度のふるさと納税の返礼品として高評価をいただき、総額の約4割を占め、販路拡大にもつながっております。

そのほかにも多種多様な農産物が生産され、平成29年、市町村別農業算出額においては、本市の農業生産額は、総額で約159億円であり、県内第1位を誇っております。それに加え、関西地方の台所として、本市産農産物は高評価をいただいているところであります。

今後におきましても、本市産の農産物の生産から販売、そして加工品まで、農家の方をご支援し、実需者や消費者が他産地の農産物ではなく、本市産の安全・安心な農産物を手にとっていただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 榎原伸君。

○10番（榎原 伸君） ただいま部長からは答弁を聞かせていただきまして、スマート農業に関して一歩前進した気がしております。これから高齢化、担い手不足が進めば、1人当たりの耕作面積がふえるわけですね。それを、さきに言いました、ほのAIであったり、ドローンであったり、ICTを生かしたスマート農業を活用して、持続可能な阿波市農業を目指してもらいたいと思います。

2点目の阿波市ブランドの構築につきましては、13品目、他市にはないですね。13品目、これを選定して、生産、販売面での支援を展開して、その他の多種多様な農産物

が生産される強みを生かした取り組み、これが今言われた県下一の生産量という成果につながっているんだと、そういうご答弁でしたけども。支援策の成果、これは少しは認めますけども、県下一の総生産高、これは基本的には先人の知恵と努力の結晶だっていうことを忘れないでいただきたいと思います。

ブランド化のこの質問の中で、何でも採れる野菜の町として、阿波市丸ごとをPR、宣伝していくという、この表現に感化されまして、再質問したいと思います。

私は、平成25年3月議会で、農業の魅力にあふれ、観光資源豊かな土成町を製造、加工の2次産業、小売、観光の3次産業までの6次産業化を取り入れたテーマパーク、土成町丸ごと農村公園構想を提案いたしました。その後も、27年、29年と、同様の質問を投げかけました。毎回、土成町の魅力を生かしたすばらしい構想だとお褒めはいただくんですけども、行政主導のまちおこしは失敗例が多いんだとか、地域リーダーの存在が不可欠であるとか、阿部部長からは急がば回れですと、何か説法めいたことを言われまして。

私は阿波市に、構想の実現を期待はしておりません。阿波市に期待するのは、農業の6次産業化の推進と生産農家、JA、地元企業、学校、そういった各種団体との連携、調整の役割です。これらのネットワーク化とコーディネーター役は公平性のある阿波市だと考えるからであります。

今回、4回目の質問をするのは、阿波市では地域リーダーも育成されているようですし、先ほどの質問の中で、ブランド戦略の答弁の中に、阿波市は個々の農産物の育成を図りながら、それら全て、農産物丸ごと何でも採れる町、これを差別化しようということで、今回は土成町に特化せずに、阿波市全体での丸ごと農村公園構想を提唱したいと思います。

6次産業化を基盤に農業の活性化を推進して、新鮮で安全な農産物が食べられる、また農業体験ができる、四季折々の花に癒やされる、歴史を探訪できる。このように、阿波市を訪れた人が、触れる、見る、食べる、買う、泊まる、遊ぶ、学ぶことができる、そんな阿波市の魅力を感じてもらえる農村を実感してもらえる町、阿波市の実現を期待するのですが、もう阿波市に来られて3年目です。客観的な立場に立っての木具副市長のお考えを聞かせてください。

○副議長（松村幸治君） 木具副市長。

○副市長（木具 恵君） 樫原伸議員の再問、阿波市丸ごと農村公園構想の実現に向けてにつきまして答弁をさせていただきます。



私が阿波市に住み始めて3年が経過しようとしておりますが、この間、趣味の自転車で市内を何回となく巡回をさせていただいております。旧大規模農道を走っておりますと、南には吉野川、北には讃岐山脈、遠くには高越山と、風光明媚で豊かな自然を感じ、また東には季節によりブドウやイチゴの直販所、そこから北に足を延ばせば御所のたらいうどん、西の阿波の土柱に加え、金清自然公園や四国八十八カ所霊場の4カ寺があり、また日本一の中州、善入寺島など、先ほども議員が申されたとおり、多くの農産物が産出され、食や農、そして歴史、文化、観光といった資源が数多くあると感じているところであります。

議員ご質問の阿波市丸ごと農村公園構想は、これらの資源を生かし、阿波市の振興につながるご提案であると認識しているところでございます。この構想を具現化するには、まず地域からの盛り上がりが必要となると考えており、第2次阿波市総合戦略に盛り込んでいる、地域を熟知しておられるリーダーを初め、市民の方や地域の団体が主体となった活動による地域の盛り上がり、先ほども議員が申されたとおり、この地域の盛り上がりを行政がしっかり支援をしていかなければならないと考えているところです。

地域の盛り上がり全体に波及し、ひいては議員ご提言の阿波市丸ごと農村公園に近づいていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○10番（檜原 伸君） ただいま木具副市長からも、訪れた人が楽しく1日を過ごせることができるまちづくりに向けて、お褒めいただいたこの阿波市、まずは地域から、地元からの盛り上がりが必要だと。民が主体となった活動による盛り上がりにはしっかりと支援、サポートをしていきたい。いや、してきますと、答弁をいただきましたが、あくまで民間活力でという条件つきのように受けとめました。市はあくまで後方支援の立場を貫くような気がしております。ひょっとしたら、テーマパークづくりに莫大な投資をして、財政破綻をした夕張市のことが気になるのでしょうか。これは、この農村公園の構想の実現には莫大な投資は必要ないってことを申し上げて、最後に平成27年ですかね、私、産業建設常任委員だったときに視察をしました広島県世羅町の農村公園の成功例を紹介して終わりにしたいと思います。

かつてはたばこの栽培が盛んだった世羅高原ですけども、たばこ産業の衰退により離農が相次ぎ、危機感を抱いた世羅町が打開策として、農村地域6次産業育成事業を取り入れ

て、農村公園構想に取り組みました。ときの町長の英断です。平成11年、世羅高原の農業、加工品の普及拡大、観光促進を目的に6次産業ネットワークを設立して、観光農園や果樹農園、また産直市場、農産品加工グループなどが加盟して、この世羅町、町中が農村公園を合い言葉に活動を続けて、今や100万人を超える人が訪れる日本一豊かな農村公園が誕生しております。皆さんも、ぜひ世羅高原を視察していただいたらわかると思います。はるかにこの阿波市のほうが農業や観光資源にあふれております。そのことを市民の皆さんや阿波市にも早く気づいてもらうために、阿波市丸ごと農村公園構想、これからも根気よく要望し続けていきますので、よろしく願いいたします。

これで全ての質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これにて阿波清風会榎原伸君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○副議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき笠井安之君の代表質問を許可いたします。

はばたき笠井安之君。

○6番（笠井安之君） はばたきを代表して、令和2年第1回阿波市議会定例会の代表質問をさせていただきます。マスクをとって質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に、本年3月末をもって退職を迎えられます職員の方々には、長年にわたり、阿波市発展のためご尽力賜りましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。今後とも、阿波市の将来に向けたご意見やご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、今回の私の質問は、公文書の適正管理と処理及び保存方法についてであります。それから、2番目といたしまして、金清自然公園の整備状況と活用方法について。3番目として、災害発生時の飲料水確保について。以上、3件でございます。

まず最初に、公文書の処理及び保存方法について質問させていただきます。

現在、国会において議論されているのが公文書の管理問題であります。いわゆる安倍総理主催の桜を見る会の招待者の名簿作成経緯とデータの保存についてであります。これまでに消えた年金問題、海上自衛隊補給艦とわだの航海日誌保存期間満了前の廃棄、防衛

省、装備審査会議の議事録未作成、C型肝炎関連資料の放置、森友学園や加計学園問題など、数え切れないほどの公文書に関する問題が発生しております。

国は、たび重なるこうした公文書に係る不祥事を踏まえ、2011年4月1日に公文書管理法を制定し、行政文書の管理に関するガイドラインが示されました。地方公共団体においては、情報公開条例に文書の適正管理についての概括的根拠規定を設け、それに基づき、規則や規定により詳細な文書管理を定めるものとしております。

現在、阿波市においても、阿波市文書管理規定に基づき、文書の作成や収受が行われております。毎日収受される公文書の数は、関係部署によって差異はあるかと思われませんが、相当量の文書が取り扱われているのではないかと思います。昨今は文書のペーパーレス化が叫ばれ、メディアを介したやりとりも積極的に行われております。しかし、公文書はやはり紙ベースのやりとりが一番の手段となっており、依然として公文書に占める比重は最も高くあり続けることは間違いないところであります。

阿波市の公文書の収受については、阿波市公文書管理規定に基づき、適正な管理がなされておりますが、その量の多さゆえの簡略化も避けて通れないのではないのでしょうか。また、公文書として扱われない会議録や打ち合わせ記録並びに復命書などの多岐にわたる文書が行政文書として毎日作成されております。

このような行政文書はどのように作成され、どのような取り扱いをされているのか。1つ目の質問として、公文書の取り扱いと処理方法の流れについて説明をお願いしたいと思います。

次に、一旦決裁された書類は、その重要度などにより、あらかじめ定められた保存年限に従い、ファイルにまとめられて所定の場所に保管された後、保存期限が過ぎると廃棄すると聞いております。文書の保存方法には、さきに申しましたように、紙による保存と磁気媒体を利用した保存方法の2つがあります。阿波市文書管理規定の第3条には、市の保有する文書については、文書管理システムを整備し、磁氣的記録により管理を行うことを原則とすると明記されております。

そこで、2つ目の質問として、公文書の保存方法と電子化の進捗状況についてをあわせて、安丸企画総務部長にお伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） はばたき笠井安之議員の代表質問、公文書の適正管理と処理及び保存方法について、2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

す。

まず、1点目であります公文書の取り扱いと処理方法の流れについてお答えを申し上げます。

公文書とは、国または自治体の機関、あるいは職員が作成または取得した文書等のことで、市の意思決定の内容や事務事業を検証する役割をあわせ持っており、その重要性を鑑みて、公文書の管理に関しましては、阿波市情報公開条例や関係規定に基づき、適正な管理に努めているところでございます。

公文書の具体的な取り扱い及び処理方法であります。紙媒体により保管、管理されている公文書につきましては、阿波市文書管理規程に基づき、保存期間を定めた上で、案件ごと、または関連する案件を一まとめにした文書ファイルに整理しており、事務室内の施錠できる書棚で保管した後、書庫に移し、保存期限が経過した後は廃棄としております。特に、個人情報が含まれております機密性の高い文書につきましては、シュレッダー等で裁断を行っております。

電磁的記録媒体により保存、管理されている公文書につきましては、紙媒体と同様に保存期間を定め、保存、管理しており、保存期間が満了した際に、そのデータを消去することにより廃棄をしております。また、電磁記録媒体そのものを廃棄する際には、データが復元できないよう処理をしております。

続きまして、2点目のご質問であります公文書の保存方法と電子化の進捗はどうなっているのかにつきましてお答えを申し上げます。

公文書の保存方法と電子化の進捗につきましては、現在住民票や戸籍、介護保険等の住民の記録の多くは情報システムにより電子化された形で保存されており、この分野の公文書の電子化は進んでおりますが、一方で、起案文書、決裁を経て発せられる文書やほかの行政機関及び住民等から収集した文書につきましては、多くが使いやすさ、わかりやすさから、紙媒体により保存しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 安丸企画総務部長にご答弁いただきました。

阿波市が取り扱う文書は、阿波市文書管理規程に基づき、紙媒体により保管されているものは、保存期間を定めた上で案件ごとに文書ファイルにし、事務室の施錠できる書棚におさめている。その後、書庫に移し、保管期間が経過した後は廃棄している。また、個人

情報が含まれるものについては、裁断しているとのことでありました。一方、電磁的記録媒体により保存、管理されている公文書は、紙媒体と同じく保存期間を定めて、電磁的記録媒体により保存、管理し、保存期間が終了したらデータを消去し廃棄しているのご答弁でありました。また、電磁的記録媒体そのものを廃棄する場合には、データを復元できないように破壊しているとのことでもあります。

阿波市において、本庁及び支所を合わせると、1日に作成されたり、他の行政機関などから送られてくる公文書の量は非常に多く、その保管には多くの労力と場所が必要となってくることは言うまでもありません。近年は公文書に限らず、やりとりする文書の保存方法は電子化され、データとして個人のパソコンや大型サーバーを、あるいはクラウドを利用して保存されています。阿波市でも住民票や戸籍、介護保険等の記録は情報システムにより保存されているが、日常業務で行われる文書起案、決裁を経て発せられる文書や他の行政機関から収受した文書はまだ紙媒体で保存しており、電子化が進んでいないとのこと答弁がありました。

しかし、これだけ社会の電子化が進んでいることを踏まえて、公文書の保存方法は紙媒体を削減し、電子媒体での保存を推進していただきたいと思います。また、情報の公開や市民の疑義に素早く対応できるよう、公文書の管理には十分ご配慮をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

政府は公文書管理の専門職として、アーキビストの公的な資格制度に基づく認証の付与を令和3年度から始める方針を固めております。国立公文書館が中心となって運用を進め、令和8年3月までに約1,000人の養成を目標としています。国及び地方自治体において、公文書の管理、保存は最も重要なことであることから、このような方針を打ち出したものと思われます。

アーキビストとは、歴史的な資料の収集や管理、普及を担う専門職であります。欧米では大学院に専門課程が置かれているほど重要視されております。文書以外の画像や動画を含め、将来的な価値が生まれるかどうかを選別する能力が問われます。日本では、こういった公的資格は未整備となっております。国内には、今のところ民間資格に基づく少数のアーキビストしかおらず、欧米、先進諸国に比べて体制の不備が指摘されております。このアーキビストは、国立文書館のほか、各省庁や地方公共団体にも配備される予定となっていると聞いております。

今年4月には、国立文書館にアーキビスト認証委員会が設置され、秋からは申請の受け

付けが開始される予定となっているようであります。資格を取得するには3年以上の実務経験と専門的な知識と技能及び大学院修了レベルの調査能力などを持つなどの要件を満たすこととなっております。また、アーキビストの認証制度の弾力的な取り組みを進めるために、経験の少ない人を対象とした、仮称ではありますが准アーキビストの導入も検討されております。要請人員の数は、当初目標として、認証アーキビストとして400人、准アーキビストとして600人の計1,000人となっております。

阿波市としても、アーキビストもしくは准アーキビストの配置により、公文書の適正な保存、管理が行われるようになると思います。これから10年、20年、または50年後の阿波市において、阿波市総合戦略を初め、数々の施策の理念や方針などの作成プロセス等を検証し、次の世代に伝えるためには、必ず必要となってくる資料が確実に保存できていることが望ましいのではないかと思います。阿波市の未来において、現在の阿波市の取り組みが適正であったか、もしくはこの点の方向性は間違っていたのではないかなどと検証することが必ず起こり得ることを想定して文書を保存し、後世に残していくことが我々の使命であると考えております。

藤井市長を初め、理事者や阿波市職員一人一人が日々阿波市のため、市民のために職務に励み、すばらしい阿波市の創造を目指しておられますが、その成果があらわれるのは数年、または数十年後の人たちの判断に委ねられるものでありますので、その判断材料は少しでも多く残しておくべきだと考えております。

そこで、再問として、この公文書の管理専門家の養成について、担当部長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） はばたき笠井安之議員の代表質問、公文書の適正管理と処理及び保存方法についての3点目、今後の公文書管理に対して、資格を有する専門職員の配置を考えているかにつきましてお答えを申し上げます。

現在、政府におきましては、公文書管理の強化策の一環として、公的資格制度の創設を考えておりまして、令和2年度より、国立公文書館において、先ほど議員からもご紹介をいただきましたけれども、永久保存価値のある情報を査定、収集、整理、保存、管理し、閲覧できるよう整える専門職を指しますアーキビストを認証する資格制度の導入を目指しております。あわせて、この制度により認証させる認証アーキビストが公的機関に配置されることが望ましいとの考えが示されているところでございます。一方、認証アーキビス

トになるためには、専門的な調査研究実績と実務経験が必要とされていることから、現在国立公文書館において、認証アーキビストに準じる准アーキビストを認証する制度の導入が検討されております。

本市といたしましては、アーキビスト認証制度や准アーキビスト認証制度の資格導入の動向に注視するとともに、引き続き本市の公文書の適正な管理、また適切な人材の育成配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 安丸企画総務部長にご答弁いただきました。

アーキビストや准アーキビストの養成については、他の行政機関の動向を注視しながら、阿波市の公文書の適正な管理と適切な人材の育成、配置に努めていくとのご答弁をいただきました。

私は、行政にとって公文書は最も重要なものであり、公文書によって行政は動いていると言っても過言ではないと考えております。この公文書を後世にどのようなものをどのような形で残していくかは、専門の知識を持ったアーキビストや准アーキビストが必要でありますので、他の行政機関の動向を見るのも重要ではありますが、阿波市が先陣を切るというご英断も必要でないかと考えております。特に、このアーキビストは、認証には3年の経験や大学院修士課程、修了レベルの調査研究能力が必要となってくることから、早目の人材確保についても藤井市長を初め、担当部においてぜひご検討いただきたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

続きまして、金清自然公園の整備状況と活用方法についての質問をいたします。

平成30年度から整備が進められております旧金清温泉白鳥荘周辺の金清自然公園整備工事についてでございます。

かつて金清温泉は、白鳥の泳ぐ金清池のほとりの自然豊かな温泉施設として、市内外から大勢の観光客が訪れていました。観光施設の少ない本市にとって貴重な観光資源でもあり、行政としても利用客誘致に力を注いできた経緯があり、旧市場町や阿波市は相当な資金を投入して地域の活性化が図られてまいりました。しかし、温泉施設の老朽化と中央構造線活断層帯周辺の公共施設としての安全面を考慮して閉館を余儀なくされたことは、私としても非常に残念に思っております。このたび、この場所を市民の憩いの場として、新

しい人の流れをつくり、人と人とが交流を図ることができる施設として、金清自然公園整備工事が進められております。

まず、1つ目の質問として、今回の整備計画と工事の進捗状況はどうなっているのかについて、阿部産業経済部長にお伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） はばたき笠井安之議員の代表質問の2問目、金清自然公園の整備状況と活用方法についての整備計画と工事の進捗状況について答弁させていただきます。

金清自然公園は、温泉施設であった金清温泉白鳥荘が老朽化したことから、平成23年に建てかえやリフォームに加え、今後の施設の使用目的について協議が進められておりました。平成24年度には、地域産業に刺激を与え、観光客の増加や市民が世代を超えて集い、安らげる、そして健康づくりができる空間整備を目的として、各地域の拠点施設となる公園の整備やネットワーク化を図るやすらぎ空間整備事業において整備を進めることとなりました。

しかしながら、その後、徳島県が公表しました中央構造線活断層帯の直上に白鳥荘があることが判明し、平成28年に発生した活断層型の熊本地震などから、断層直上の建物の危険性を認識し、建物は撤去し、子どもから大人までが楽しめ、そして健康づくりができる自然空間を利用した公園として、平成30年度から整備を進めてまいりました。進捗状況につきましては、最終工程の舗装工事も終わり、来月、4月から市民の方々にご利用いただけるよう、開園準備を行っております。

また、やすらぎ空間整備事業のテーマでもあります桜などの植樹につきましては、今後植樹に適した時期などを勘案し、植樹イベントを予定しており、市民の方々にもご協力いただきながら、皆様に愛され、ご利用いただける公園に育ててまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 阿部産業経済部長にご答弁いただきました。

金清自然公園は、自然公園を利用した子どもから大人までみんなが楽しめ、健康づくりもできるように整備を進めているとのご答弁がありました。また、工事の進捗については、最後の舗装工事も完了して、4月からの利用が可能だということでありました。なお、桜の植樹については、市民の方々と植樹イベントを開催していきたいとのご答弁もあ



わせていただきました。

このやすらぎ空間整備事業による金清自然公園は、健康づくりと人や自然とのふれあい広場として、500メートルの遊歩道、親子や家族間が交流でき、子どもたちが楽しめ、体力づくりができるように、地形を利用した芝滑りができる空間、目的を限定せず、それぞれの用途に応じて利用できる多目的広場、ため池や金清自然公園を一望できるあずまや、市民や観光客のための公衆用多目的トイレなどが設置されると聞いております。

また、近くに徳島自動車道阿波スマートインターチェンジの設置が決まり、工事が数年後に完成すれば、阿波市へ訪れる観光客などの新しい人の流れが生まれてくることが予想され、必然的に金清自然公園に一度行ってみようという方がふえてくるのではないかと考えております。そのときに、印象に残るようなすばらしい環境や施設があることが望ましいことであり、他地区にない魅力を与えない限り、リピーターとして再び阿波市へ迎えることができないと考えております。

そこで、再問として、整備完了後の管理方法と運用計画はどうなっているのかについて、町田副市長にお伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） はばたき笠井安之議員の代表質問の再問に答弁させていただきます。

内容につきましては、整備完成後の管理方法と運用計画はどうなっているのかについてでございますが、先ほど阿部産業経済部長が申しましたとおり、金清自然公園の整備は、当初白鳥荘での建てかえやリフォームなども検討されておりました。しかし、重複いたしますが、中央構造線の活断層帯の直上に位置していることから、国交省の所管の補助事業でございます都市再生整備計画事業を活用して、自然空間を利用した公園として、子どもから大人までが楽しめ、そして健康づくりができるよう整備を進めてきたところであり、議員も言われましたように、来月からは皆様にご利用していただけることになっております。

そこで、ご質問の整備後の管理方法と運用計画についてでございますが、最初に管理方法につきましては、除草作業等については直営で市職員などが行っていきたいと考えております。また、多目的トイレや芝滑り部分については民間事業者などに委託し、管理を行っていく予定としております。そして、今後の利用状況等を踏まえ、公園機能の維持、またコスト面も見きわめながら、誰もがいつでも安心して利用できるよう、適切な維持管理

に努めてまいりたいと考えております。

次に、運用計画、つまり公園の用途でございますが、大きく7点ほど申し上げますが、1点目に、市民の健康づくり、人や自然との触れ合いができる遊歩道。2点目として、子どもたちが楽しめる芝滑り。3点目が、マルシェやスポーツイベントに利用できる多目的広場。4点目が、市内の観光地を詳しく紹介する観光案内板。5点目が、白鳥荘の柱を再利用したあずまやがある展望広場。6点目が、誰もが気軽に利用できる多目的トイレ。7点目として、駐車場が今年度は中止といたしました。毎年開催予定としている阿波シティマラソンのお接待所として利用するなど、市内外の方に多目的に利用していただく予定としております。

このように、金清自然公園は市民の交流、また健康づくりや憩いの場として、気軽に親しめる魅力ある公園として、また議員も言われましたように、数年後に完成予定のスマートインターチェンジからも近いことから、本市へ訪れる市外の方にもご利用いただけるよう、観光拠点の一つとして情報発信、またPRを積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 町田副市長よりご答弁いただきました。

金清自然公園の運用については、遊歩道や芝滑りなどは比較的継続的に利用していただけるものではありませんが、遊歩道の延長500メートルというのは、少し短いのではないかなと思うわけであります。道路延長はもう少し延ばしていただき、四季を通して楽しむことができる草花や木々を植栽してはどうかと思います。また、駐車場等については、阿波シティマラソンのお接待所として利用する計画があるようですが、これは毎年1日限りのイベントであります。利用価値としては物足りないと感じるところであります。また、マルシェの開催については、毎月開催されておりますニシキゴイの競り市と合わせて実施し、相乗効果を狙ってみてはどうかと思うわけであります。それから、あずまやが設置されている展望広場は、周りを山に取り囲まれており、すばらしい展望とは言いがたい気がするわけであります。以前のようにハクチョウを放し、ハクチョウの湖としてアピールするのも一案ではないでしょうか。ハクチョウの放鳥には、鳥インフルエンザや野犬による被害等も懸念はされるわけでありますが、観光客の誘致には一案だと考えますので、ご検討をいただければと思います。

この整備計画には入っておりませんが、昼間はまだしも夜間は人通りが少なく、防犯面では少し心配もありますので、防犯カメラの設置も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で金清自然公園の整備状況と活用方法についての質問を終わります。

続きまして、災害発生時の飲料水確保についてお伺いいたします。

南海トラフを震源とする南海・東南海地震が30年以内に発生する確率が70%から80%と言われております。また、中央構造線活断層帯地震の発生も懸念される中、市民の命を守るため、飲料水を初めとする生活水の確保は、上水道事業の最も重要なものであります。

阿波市ホームページにおいて、パブリックコメントを募集しておりました阿波市水道事業ビジョンは、今世紀半ばを見据えた理想像を定め、中・長期的な水道事業の方向性を示すとともに、今後10年程度の期間における具体的な目標と実現方策を示しております。

阿波市の上水道は老朽化が進み、法定耐用年数40年を超過した管路は、2018年度時点で基幹管路において30キロに及び、全体の27.4%を占めております。また、耐震化率についても、導水管総延長5,752メートルのうち、耐震延長が1,336メートル、耐震化率として23.23%。送水管総延長2万853メートルのうち、耐震管延長が9,795メートル、耐震化率が46.97%。配水管、150ミリ以上でございますが、総延長が8万3,487メートル、耐震管延長が2万2,954メートルとなっており、耐震化率が27.49%であります。全体で約31%となっており、災害が発生したときには、真っ先に影響が出るものと考えております。

もし、地震等の災害により、上水道施設、特に各地区の取水源や貯水池及び送水管等が破損したり、停電などによる揚水ポンプ緊急停止が発生し、水道水の供給が停止することが考えられます。阪神・淡路大震災においては、給水停止日数が91日という長い期間に及んでおります。これは、地中に埋設された水道管の破損箇所が特定しがたいものがあつたとの報告もあります。

このような状況において、地震等の災害による水道管の破損が生じた場合には、市民の生活にとって最も重要な飲料水を初めとする生活水の確保がどの程度できているのか、またどのような方法で水道水を家庭に供給するのか、供給することができるのか、市民の方々の安心・安全を保障できるのかが懸念されるところであります。

そこで、震災時における上水道施設に被害が生じ、送水不能となった場合の飲料水の確

保はどうかのかについて、藤野水道課長にお伺いしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） はばたき笠井安之議員の代表質問の3問目、災害発生時の飲料水確保についての1点目、震災等により上水道施設に被害が生じ、送水不能となった場合の飲料水確保はどうかのかについて答弁をさせていただきます。

都市機能を維持するために必要となる電気、水道、通信、交通などの施設はライフラインと呼ばれ、日常生活を送る上でなくてはならない設備です。中でも、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、地震などによりライフラインが寸断された場合、真っ先に重要となるのが水の確保であると認識しているところです。

このため、阿波市では、平成26年度に市役所庁舎北側に耐震性を有する市場高区配水池を築造しており、このタンクは大きな揺れを感知すると自動で緊急遮断弁が作動し、約1,500立方メートルの水を貯留することができる機能を有しております。この貯留水により、発災時に市民約3万7,000人に5日間、飲料水を供給することができます。加えて、市民の皆様には給水活動を行う際に必要となる給水袋は、6リットルを1,250枚、20リットルを50枚備蓄し、給水タンクは0.5立方メートルのものから1.5立方メートルのものまで、計6個を保有するとともに、今年度はこれらの運搬に欠かせない2トンダンプトラックを購入し、万全の防災体制を構築しているところです。

また、水道を断水させないため、老朽化した水道管の耐震化を進めているところですが、来年度は阿波町の土柱の湯北側に新たに小倉高区配水池として、緊急遮断弁を有する耐震タンクの築造に着手するとともに、今後市場高区配水池に2基目のタンクを増設し、ライフラインが寸断された場合の飲料水確保を大幅に向上させてまいります。

さらに、被災した水道管を迅速に復旧するため、阿波市上水道工事店協同組合と大規模災害時における水道の応急給水、応急復旧に関する協定書を締結し、人材やトラック、必要な資機材の提供を受ける体制を構築しています。

今後も、日常における安全・安心な水道水の提供はもとより、発災時においても、市民の皆様には、命の源となる飲料水を確実に提供できるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 藤野水道課長よりご答弁いただきました。

阿波市では、平成26年度に市役所庁舎北側に耐震性と緊急遮断弁を有した市場高区配

水池を設置、建設した。このタンクは1, 500立方メートルの水を貯留することができ、この貯留水により、市民約3万7, 000人に対し5日間の飲料水が供給可能となる。それに加え、給水活動を行う際に使用する給水袋6リットルを1, 250枚、20リットルを50枚備蓄し、給水タンクは0.5立方メートルのものから1.5立方メートルのものまで、計6個を保有している。加えて、本年度は運搬用の2トンダンプトラックを購入した。また、水道の断水を防止するため、老朽化した水道管の耐震化を進めている。来年度は、阿波町に新たな小倉高区配水池築造に着手するとともに、市場高区配水池の増設も予定しており、施設の耐震化を加速していくとのご答弁をいただきました。

新たに2カ所の配水池が増設されますと、断水期間が延びた場合でも、今以上に給水期間が延伸できることができ、市民の不安を解消できるのではないかと思いますので、早期着工と完成に努力をしていただきたいと思います。さらに、発災時には、水道管の迅速な復旧のため、阿波市水道工事店協同組合と大規模災害時における水道の応急復旧に関する協定を締結し、復旧に必要な人員や資材の提供を受ける体制を構築しているとの報告もいただいております。

大規模災害が発生したときは、まずライフラインの確保が最優先であることは言うまでもありません。特に、飲み水の確保は人命にかかわるものでありますので、今後も水道管や揚水機場の耐震化を含めて進めていただき、市民の皆さんが安心できるようにご尽力いただけますようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

阿波市では、上水道の整備によって、2018年度時点で、給水管普及率が99.8%となっており、一部山間部を除いて、市内ほとんどの家庭に上水道が完備されている状況であります。

市民が安心・安全な生活をしていくためには、飲料水は必要であることは言うまでもありません。先ほど申しましたように、地震などの災害により、水道施設が破壊され、上水道の送水が不可能となった場合には、市民3万7, 000人の5日間の水道水を確保できているという藤野水道課長のご答弁がありましたが、断水が長期に及んだ場合の対策として、緊急に備蓄したペットボトルを市民の方に配布するのが一番ですが、市民の方が所有する井戸を利用することができないかと考えております。市内には多数の井戸があり、現在も何らかの形で利用しているものや、現在は利用していないが、非常時には利用可能なものも多くあるのではないかと思います。

そこで、日ごろから市内の井戸について、利用可能な数と水質について調査をしてお

き、利用の方法等を事前に協定を結んでおくことによって、貯留された上水道の延命措置を図ることができるのではないのでしょうか。そのうちには、国や他県からの救援もいただけるとは思いますけれども、阿波市ができることは最大限に努力しておくべきだと思います。危機管理課に伺ったところ、既に市内の井戸について、緊急時の利用を了解いただいたものについては、水質調査を実施しているとのことでありました。

そこで、再問として、市民の方々が保有する宅地内の井戸を緊急時の補給水源として利用するための水質調査の状況はどうなっているのか、安丸企画総務部長にお伺いいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） はばたき笠井安之議員からの代表質問になります。

災害発生時の飲料水確保についての再問ですね。

市民の所有する宅地内の井戸を緊急時の補助水源として利用するための水質検査の実施状況はどうなっているのかについてお答えを申し上げます。

本市では、平成25年度より、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、水道施設が復旧するまでの期間の生活用水の確保を目的として、災害時協力井戸の登録制度を設けております。この制度への登録は、災害時に生活用水として、井戸水を提供していただける方で、次の要件を満たしている者に限らせていただいております。

まず1点目といたしまして、市内に所在し、現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用予定とするもの。次に、災害時に無償で井戸水を提供いただき、井戸水をくみ上げるためのポンプあるいはつるべ等があること。そして、3つ目として、井戸枠等が設置されており、安全に使用ができること。さらに、市民に広く周知を図るため、井戸の所在地等を公表することについて同意が得られることなどを要件とさせていただいております。

登録手続であります、所定の書類を提出いただきますと、市におきまして現地調査を行い、あわせて水質検査の希望がある場合は、市におきまして11項目の検査を行い、検査結果を申し出者に通知することとしております。本年2月末現在の登録数につきましては、吉野町14カ所、土成町24カ所、市場町28カ所、阿波町27カ所で、合計93カ所の登録となっております。

災害時に上水道が断水した場合、生活用水の確保は公衆衛生面維持の観点からも、二次災害防止につながる非常に重要なものであることから、今後も登録数の拡大に向けてのご

協力をお願いし、ホームページやケーブルテレビ、広報紙などを通じて、なお一層の周知に努め、市民の皆様が安心して暮らせる防災・減災体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 安丸企画総務部長よりご答弁いただきました。

阿波市には、地震等の災害により、上水道施設が被災した場合に水道施設が復旧するまでの期間の生活用水を確保するため、災害時協力井戸の制度がある。この制度への登録要件は、阿波市内にあること、現在も井戸として使用しており今後も使用するもの、災害時に無償で井戸水を提供していただけるもの、井戸水を組み上げるためのポンプやつるべ等があるもの、井戸枠等が設置されており、安全に利用できるもの、井戸の所在地を公表することに同意していただけるものとなっている。登録手続については、市民からの申し出により、市が現地調査を行うとともに、希望がある場合は11項目の水質検査を実施するとのことでありました。事前にお聞きしたところによりますと、この検査は市が無償で行うとのことでありました。

本年2月現在、先ほど部長からもありましたけども、吉野町14カ所、土成町24カ所、市場町28カ所、阿波町27カ所、合計93カ所が登録されているとのことでありました。この数字が多いのか少ないのか、他の地区の状況は把握しておりませんが、安丸企画総務部長のご答弁にありましたように、登録件数の拡大に向けて、ホームページやケーブルテレビ、広報紙などを活用して市民の方々に周知していただき、災害の発生時には、一人でも多く市民の方が復旧に向けたお力添えをいただき、その第一歩として、生活用水の確保についてご協力をいただきたいと思います。

何といたっても、市民にとって災害時のライフラインの早期復旧が一番気になるところであります。とりわけ、命を守る水の確保は大事なものであり、市は安心・安全を市民の方々にお約束することが使命であると考えておりますので、理事者の皆様方には、今後ともご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上で令和2年第1回阿波市定例会のはばたきを代表しての質問を終わらせていただきます。

○副議長（松村幸治君） これではばたき笠井安之君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） それでは、12番吉田稔、一般質問をさせていただきます。ちょっとマスクを外して失礼いたしたいと思います。

私の質問は、第1番目、農業次世代人材投資事業についてでございます。

8年前に、青年農業者就農給付金事業ということで始まりました。ちょうど民主党政権の時代でありましたが、自民政権になりましてもやはり必要だということで、名称は変わりましたが続いております。

私の近所でも3名ほどがこの事業に該当されまして、一生懸命やっております。サラリーマンのほうから転入された方もおりますが、やはり農業関係先になじみが少ないということで苦勞もしております。相談相手が余りいないということでございます。それから、農地を広げようにしても、その知り合いが少ないということで苦勞しております。

私も農業委員もしておりましたので、改良区の役員もしておりまして、土地のあきの状態も大体わかっておりますので、できるだけその新しく農業者になられた方の近いところで耕作放棄地とか、あるいはもう年がよってできないというような世代の方の要望を聞きまして、農地のお世話をしておるところでございます。

国内でも、阿波市でもそうですが、農業従事者の平均年齢というのがもう66歳、67歳ということでございます。阿波市も全国平均をいっております。毎年、1歳近く平均年齢が上がっているということで、10年先どうなるかなということで、非常に心配をしております。ということで、阿波市もこの国の事業を取り入れてお世話をしておるんですが、ここ始まって8年間の間にどのぐらいの人数の方がこの事業を利用されたか、また続けることが難しくてリタイアされた方の数はどの程度か。

先ほど、日本農業新聞にも出ておりましたが、国の農水省のほうでも、この次世代人材投資事業についてもっとバックアップしていこうと、どうも離農者が中に何割かおられて、やはりこれはバップアップ体制が薄いのではないかとということで、今年度、令和2年度、また手厚い支援を考えているようでございます。市町村にそれ以外から来られた方で



も、住まいのお世話までこの事業でしていこうかということが、国の事業として考えられているそうでございます。令和2年度、全国で8カ所ぐらいをモデル事業として採用し、予算をつけてバックアップしてというようなことが農業新聞で出ておりました。阿波市も何かやろうという意欲があれば、そういったモデル事業も応募していただきたいと思えます。

とりあえず、この8年間で、この人材投資事業にどれほどの方が利用されたか、そしてやめられた方、また本市の今後の取り組みについても、担当部長にお聞きしたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 吉田議員の一般質問の1問目、農業次世代人材投資事業についての1点目に、どの程度就農支援に寄与してきたかと、それから開設以来の利用者数の経緯とリタイアされた方の数。それと2点目に、本市の今後の取り組みということで、2点いただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、農業次世代人材投資事業がどの程度就農支援に寄与してきたかではありますが、本事業は、次世代を担う農業者となることを志す者に対し、就農前の研修を後押しする準備型と就農直後の経営確立の支援としての経営開始型があり、平成24年度より前身となる青年就農給付金事業から始まり、今年度で8年目を迎えます。

このうち、市町村が事業実施主体となる経営開始型は本市においても活用し、制度開設の平成24年度から令和元年度までに合計75名が交付を受けており、県内でも2番目の多さであります。現在、67名が本市において農業に定着し、定着率につきましては約90%となっており、担い手の確保に効果を上げております。

続いて、本市の今後の取り組みではありますが、本事業を活用し、一度は営農したものの、その後リタイアした方がおられることや、新規就農者からは、経営上の課題を相談する環境が乏しいといった意見もお聞きします。このことから、就農後もサポート体制を構築する必要があると考え、県や農業協同組合などの関係機関と連携し、経営技術、営農資金、農地の確保といった各課題に対応できるようサポートチームを結成するとともに、今年度から定期的に新規就農者を巡回、訪問相談を行う新規就農者訪問相談員を配置しております。そのほかにも、本市独自に、阿波市新規就農安定経営支援事業を展開し、多額な初期投資を必要とする園芸用施設等の整備や農業用機械の導入などに支援を行い、農業経営の早期安定を図っているところであります。

本市としましては、今後においても、新規就農者が安定的に農業経営ができるようバックアップ、そしてフォローアップを引き続き図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） ここ8年間で75名の方が交付を受けて農業を始められた、しかし残って農業を続けられている方はその中で67名であると、8名の方はもうやめられたと、あるいはほかの仕事につかれたということでございます。年平均にすれば8人から9人就農されているということでございますが、これが40年続いたとして360人あるかないかというところでございます。阿波市全体としては非常に心細い状況でございます。農業を継続して維持できるような方向には、もっと担い手をふやすべきであろうと思います。

毎年、この一般質問でも誰かが耕作放棄地が年々ふえていると、何とかならないのかという質問をしております。やはり、担い手をふやすのが一番であろうかと思いますが、その辺、担当部長、もう少し力を入れるべきではないかと思うんですが、何かございますか。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 吉田議員の再問は、依然として耕作放棄地も増加していると、今後どういうふうに担い手をふやすべきではないかというお話でございますが、それにつきまして答弁させていただきます。

当然、今後におきましても、この本事業や本市独自の支援事業などの周知を徹底するとともに、県や農業協同組合などとの連携によるサポート体制の整備に加え、新規就農者には農業後継者クラブを初めとした農業関係団体への加入を促し、横のつながりの強化も図りたいと考えております。

このことにより、本市農業の次世代の中心となり、そしてその先の世代へもつなげていけるよう、担い手の育成を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） なかなか農業振興って非常に難しい、後継者づくりも非常に難しいところがあります。もうかれれば、自然と担い手もふえるんでございますが、なかなか農業といえども知恵が要るところでございます。しかし本市は、県下一の農業生産地でご

ございます。そういった理解が進めば後継者もふえてくるのではないかなと思っております。どうか市のほうでも、できる限りのサポート体制、支援体制を整えていってほしいと思います。ということで、農業問題について、この項を終わりたいと思います。

2番目に、認定こども園についてでございます。

私立認定こども園を開設することにより、行財政改革はどの程度進んだのか、また小学校区を越えての利用者はどの程度か、また待機児童がいたのですが4月からはどうなるのかということで質問をいたしております。

阿波市は、公立と私立の認定こども園を混在化することによって、いい意味でのニーズに応じた競争ができるのではないかとということで始めております。いろんな私立のほうの方針とは非常に多様性の幅があるということで、保護者も期待いたしております。その上に、行財政改革も並行して進めておれば、非常に財政上もありがたいなと思っているところでございますが、具体的にどの程度、金額ベースで行財政改革が進んだのかということについて、担当部長のほうからお話をいただきたいと思っております。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 吉田議員の一般質問、2問目、認定こども園についての1点目、私立認定こども園を開設することにより、行財政改革はどの程度進んだのかについて答弁させていただきます。

阿波市財政改革大綱の中で、持続可能な財政基盤の確立として、民間活力の導入を積極的に推進することとしています。本市では、平成29年2月に、阿波市保育所、幼稚園等施設整備計画を策定し、民間活力の導入を含めた保育所、幼稚園の一元化を図る幼保連携型認定こども園の整備事業を推進してまいりました。その結果、和田島福祉会が運営するかきはらこども園、はやしこども園、かもめ福祉会が運営する市場かもめこども園、久勝かもめこども園の4園が民間事業者により、4月に開園することとなりました。

この民営化に伴う行財政改革の成果といたしましては、臨時保育教諭等の削減により、約2億円の財政効果を見込んでいます。また、施設整備においては、公立が施設整備を行う場合、全額市の負担となりますが、4カ所の施設整備を民間が行うことで、国の補助金を得られ、約10億8,800万円の財政効果を見込んでいます。

引き続き、阿波市財政改革大綱に基づき、民間活力の導入の推進を初めとする行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 先日、久勝かもめこども園の竣工式に呼ばれました。

久勝かもめこども園の代表者、理事長でしょうかね、保育所時代、民間で阿波市で初めて委託されて保育所経営をされたということで、非常にご苦労があったそうでございます。保護者からの要望もいろいろありまして、大変だと思ったんですが、今は逆に、民間のほうがおもしろいんじゃないかということで、選ばれる認定こども園になったっていうことを言われておりました。最初の苦労はとも、私が思った以上に大変だったようでございますが、その苦労が実って、私立化は非常に魅力があるということで、選ばれるようになったということでございます。

今回、阿波市も4つの認定こども園を私立にお願いすることとなりました。公立と競争するようなこととなりますが、これもやはり競争の時代でございます。いかに保護者や子どもたちのニーズを捉えていくか、子どもに魅力ある経営ができるかということが腕の見せどころとなっております。保育士さんは大変だと思いますが、ひとつニーズに応えるような運営をしていただきたいと思います。

2番目の質問でございますが、小学校区を越えての利用者はどの程度あるのか、また待機児童は現在あるようでございますが、新年度はその点、待機児童はどうなるのかについてお答え願いたいと思います。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 吉田議員の一般質問2問目、認定こども園についての2点目、小学校区を越えての利用者はどの程度か、また待機児童はあるのかについて答弁をさせていただきます。

市内の認定こども園及び保育所の入園、入所児童数は、現在850名となっております。その中で、小学校区を越えての利用者数は、市外からの利用者を含め131名となります。校区外利用が多いのは、八幡認定こども園と久勝保育所で、それぞれ30名となっております。八幡認定こども園については、土成中央認定こども園や市場保育所において定員超過となったため利用調整を行い、八幡認定こども園において受け入れを行ったことによるものです。また、久勝保育所については、民間の教育、保育を望む保護者が増加し、近隣の大俣、市場地区や伊沢、林地区から利用希望がふえているものと思われま。

次に、待機児童についてですが、子どもの出生率は減少するものの、施設利用ニーズはふえており、全ての子どもを預かるだけの保育教諭等の確保が困難な状況となっております。

昨年10月時点での待機児童数は16名となっております。次年度は、定員1,290人に対し、入所、入園児童数は現在1,064名となっており、施設規模においては受け入れ可能数を確保できております。加えて、4園が新たに私立認定こども園に移行することにより、市正規職員教諭の公立認定こども園への配属がふえることから、保育教諭の配置、体制づくりが整備され、令和2年4月入所児童の待機児童は解消しております。

今後においても、小学校へのスムーズな接続を考え、保護者のニーズも反映しながら、待機児童をつくらないよう、地域の子どもは地域で預かるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 小学校区を越えての利用者は131名ということでございますが、利用者の流動性が進んだということでございます。

いいのか悪いのかはちょっと私も微妙なところでございますが、公立の認定こども園の校区におる方が民間の私立の認定こども園へ行きたいと言って、校区越えの方もおいでるし、あるいは保護者の勤めの関係で選ぶという方もおいでると思っておりますが、その辺の評価、どういうぐあいに分析されているのか、担当部長にお聞きいたします。

○副議長（松村幸治君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 吉田議員の一般質問2問目の再々問として、小学校区を越えての利用者はこれでよいのか、また市はどう評価しているのかについて答弁をさせていただきます。

校区外利用者は131名となっておりますが、その大半がゼロ歳から2歳児の養護を主とした保育を行う乳幼児です。小学校区を越えて利用している方の中には、自宅や祖父母宅に近いことや、勤務先のアクセスに利便性があることを理由に、あえて校区外を選択されている方がいます。それ以外の方で、小学校教育への円滑な連携が特に必要となる3歳から5歳児については、校区を優先して利用していただいていることから、131名の大半のゼロ歳から2歳児を調整させていただいています。調整に当たりましては、保護者への説明とご納得を得た上で行っております。

今後も、小学校区を越えての利用については、3歳児から5歳児の小学校教育への円滑な連携が特に必要となる児童を優先し調整することとしますので、ご理解ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 利用者の流動性が進んでいるということで、競争の原理も働いているのかなと思います。しかしながら、小学校へ上がるに当たっては、進学に近い3歳から5歳児については小学校区に上がれるところの認定こども園を優先していくということで、気配りができているのではないかなと思います。

それから、前回12月議会でも質問しましたが、既に公立の保育所の臨時の保育士さん、民間へほとんどが正規職員で採用されたということで、もう去年の4月から就職の内定先のほうに移動されていって、子どもたちにも1年前から携わっているということで、子どもも円滑な生活ができるんでないかなと、これもうまいこと考えたなと思って感心しております。どうか私立認定こども園が今回4園できますが、いい意味での競争もしていただいて、ニーズに応えていただけるよう支援していただけたらと思います。

以上をもちまして認定こども園についての質問の項を終わります。

3点目でございますが、本市が試験運行しておりますデマンド型乗り合い交通についてでございます。

大体、当初予算3,000万円ぐらい充てているようでございますが、費用対効果はどのようになるのか、利用客1人に対する投資額はどの程度になっているのかと、デマンド型乗り合い交通にかえてタクシー利用者に利用助成金を交付したほうが財政負担が低く、しかも土日でも利用できるのも、利便性が高いのではないかとこのことを2点目に質問してございます。

タクシー利用者に対する助成金は、板野町、それから三好市でもやっているようでございます。全国では、デマンド型乗り合い交通とタクシー利用助成金、併用しているところもございまして、阿波市はとりあえずデマンド型乗り合い交通を試験運行して試験してみようということで進めていますが、現時点で費用対効果はどの程度になっているのか、担当部長にお聞きいたします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 吉田議員の一般質問3問目、デマンド型乗り合い交通の試験運行について、2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず1点目の、費用対効果はどのようになるのか、利用客1人に対する投資額についてはお答えを申し上げます。

公共交通につきましては、近年の人口減少、少子・高齢化などの社会的要因によりまし

て、それぞれの地域で検討、取り組みがされているところではありますが、公共交通のあり方は地域の実情によって違いがあります。本市では、阿波市地域公共交通網形成計画を策定し、さまざまな先進事例から、効率性、利便性、市財政等のバランスを考慮し、本市に最も適した公共交通網の構築を図れるデマンド型乗り合い交通に取り組み、今年度から実証実験運行を実施しております。開始当初の4月は、乗車人数が316名でありましたが、その後、一定の周知等によりまして、本年1月には2倍を超えます705名の方にご利用いただくようになりました。

議員ご質問の利用客1人に対する投資額につきましては、目標の1万人を達成いたしますと、1人当たり約2,500円となると見込んでおりますが、本年度は実証実験運行開始の年でもあり、1月末までは、1人当たり約2,700円となっております。

続きまして、2点目のデマンド型乗り合い交通にかえてタクシー利用者に利用助成券を交付した方が財政負担が低く、利便性も高いのではないかというご提案についてお答えを申し上げます。

利用助成券につきましては、県内の各自治体によって異なりますが、主に高齢者等の日常生活に必要な外出を支援することで、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的として、該当者の範囲、交付額、利用枚数を限定しております。本市のデマンド型乗り合い交通は、全ての市民の皆様方のご利用が可能となっております。対象者の範囲、利用の回数は限定しておりません。それぞれの制度に特色はありますが、地域の実情に応じた公共交通を選択する必要があると、本市におきましてはデマンド型乗り合い交通が最も適した公共交通のあり方であると考えてございます。

今後は、本格運行を見据え、2年間の実証実験運行を通して、利用者の皆様からのご意見、ご提言を踏まえ、課題点、問題点、運行内容を検証し、より効率的で利便性の高い公共交通を市民の皆様にご提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） とりあえず、本市はデマンド型乗り合い交通の試験を2年間やってみようと、その中で問題点を解決していこうというスタンスでやっております。

ただ、利用者の中には、土日に用事があって出ようとしても運行されていない、不便であるというような声も聞こえます。タクシー利用助成券の場合は、もうそれ関係なしに利用しているようでございます。市町村によっていろいろ選択しているようでございます。ま

だ1年手前ということですが、タクシー利用助成券を利用している市町村もありますので、そういったところも参考に、ひとつ最終決定を2年後にさせていただきたいと思えます。ということで、デマンド型乗り合い交通の試験運行についての項を終わります。

最後に4点目でございます。

本市の市場町、土成町は準過疎地域に指定されているようでございます。県下24市町村のうち13市町村が国から指定されている過疎地域になっております。ということで、過疎債が発行でき、後年度に7割交付税措置をされ、非常に有効な制度でございます。過疎地域に指定されている13市町村では、道路整備とか公共建築物の整備、それから最近では福祉とか医療のほうにも過疎債が使えるようでございます。また、デマンドバスの運用についても補助対象になっているということでございまして、阿波市はデマンドバスも一般財源から現在しなければならないということでございます。

この過疎地域自立促進特別措置法と言うらしいんでございますが10年に1度見直しをされておられるようでございます。来年の令和3年3月末に、この過疎地域自立促進特別措置法が切れても、また見直しされるだろうということで、現在市町村、それから県のほうが国へ対して要望を出すような状況、段階になっているようでございます。本市も、準過疎地域ではございますが、何か財政措置ができるような提言をひとつしていくべきではないかと思えますが。県下で寄り合いが何回もあって、知事を先頭に、また国へ要望に行くようでございます。町田副市長がその会合に再々出ているようでございますが、どういった対策を本市としてはとっているのか、お聞きいたします。

○副議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問、準過疎地域等を有する本市の対策について答弁させていただきます。

ただいま吉田議員からも言われましたように、徳島県におきましては、24市町村のうち13市町村が国から指定されている過疎地域として位置づけられております。

阿波市におきましては、県が徳島県過疎地域自立促進対策要綱に基づいて、独自に指定をしている準過疎地域ということになっております。準過疎地域につきましては、今議員も言われましたように、阿波市の土成町、市場町、それとお隣の吉野川市の山川町というのが対象地域となっておりますが、国が指定しております過疎地域につきましては、過疎債を使えたり、国の補助金のかさ上げといいますか、補助率のアップがあったり、非常に有利な財政措置がございます。準過疎地域については、財源もあるんですけど、遠く及



ばないというような状態になっております。

この中で、過疎地域の自立促進の特別措置法が来年、令和3年3月末で法期限を迎えるということで、現行法の人口要件、この人口要件っていうのが昔調べたことがあるんですけど、20年間で国勢調査をもとにするんですけど、やっぱり20%ほど人口が減らないかんって、20%ってすごい大きいんですけど。それと、財政力要件というんが2つあるんですけど、これにつきましては、財政力指数が0.4以下とか、阿波市も満たすんですけど、やっぱり人口要件で2割人口が減るんが、実際ええんか悪いんかっていう議論はあるんですけど、うちも過疎地域の今の現行には乗っていけないっていうんが現状でございます。こういった中で、今後におきましては、現在の枠組みにとらわれることのないように、新制度の策定を提言する必要があるということは認識しております。

こういった中で、昨年1月25日に飯泉徳島県知事を会長として、徳島県内の過疎地域13市町村に加えまして、阿波市を含めて14、吉野川市におきましては美郷が過疎地域になっておりますので、準過疎地域と両方を有しております。ということで、14名の委員と学識経験者等の7名を加えまして21名で、徳島県の過疎対策研究会というのを発足いたしました。こういった中で、委員での研究会が今まで3回、それと徳島県職員で構成する検討部会っていうのが6回行われております。私が特に委員として意見を言わせてもらいましたのが、議員も言われましたように、今年度より阿波市が実証実験をしているデマンド型の乗り合い交通、これが阿波市におきましてはその財源として徳島県の交付金を一部充当できたんですが、同様の事業を行っております西の美馬市におきましては、過疎債を充当しておりまして、その元利償還金の70%が後年度に普通交付税で措置されると、非常に有利な財源を使って同一事業をやっているということを強く意見を言わせてもらいました。

そういった中で、今年の年明けの1月20日に、第3回の研究会で、過疎地域の自立促進特別措置法失効後、これ令和3年3月末なんですけど、新たな過疎対策についての徳島からの提言というのを知事が会長として取りまとめました。その中で、複数市町村にわたる広域的な事業の実施に当たっては、県が今まで以上に関与すると。それと、新たに都道府県主導による過疎債の発行等が徳島からの提言の中に明示されました。

今後の予定といたしましては、徳島からの提言は今年の5月ごろに国に対して飯泉徳島県知事、現在全国の知事会の会長もしておりますが、から提出していただける予定となっております。

結びになるんですけど、有利な財源確保が最も重要でありまして、人口減少が課題、これは全国的な課題となっておりますが、阿波市の実情に合った指定要件に少しでもなるように、地域の実情を踏まえた要望活動を今後も粘り強く続けていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 町田副市長のほうからは、準過疎地域であるが、できるだけことは国に対して要望していこうということでございます。デマンドバスでもそうですが、これまでは一般財源だけで活用しなければならないということで、いろんな面で厳しいところがございます。広域で過疎債を利用するっていうような提言も大きな一石を投じるのではないかなと思っております。県知事を先頭に、市長にひとつ、国にできる限りの要望をしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（松村幸治君） これで12番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時53分 休憩

午後4時10分 再開

○副議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

5番藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 5番藤本功男です。ちょっと花粉もありますので、私はちょっと聞き取りにくいですが、マスクをしたまま言わせていただきます。本日、最後だろうということで、大変皆さんお疲れだとは思いますが、少々おつき合いを願いたいと思います。

さて、今回の私の質問でございますが、ネットと子ども、それから会計年度任用職員、3つ目に観光振興とにぎわいづくりということで、3点について質問をいたします。

昨年末、もう皆さんもご存じだと思いますが、大阪市の小学6年の女の子が、ツイッターで知り合った栃木県の男に誘拐された事件がありました。これ、幸い命に別状はなく、この女の子は無事親元に帰されました。この事件、幾つかの教訓がございました。改

めて、子どもを取り巻くいわゆるこのインターネット社会について考えさせる契機となりました。

その一つは、このインターネット社会は、スマートフォンなど接続機器を通して、誰でもつながることのできる大変便利な社会であります。いつでも犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性があるということ。2つ目に、このネット社会でございますが、これはいわゆる科学技術の発達の結果でありまして、もう私たち避けては通れません。大切なことは、情報活用能力を初めとするこの社会を生き抜く力、これを身につけなければいけないということ。3つ目に、私たち大人は子どもを犯罪やトラブルから守る手だてを講じると同時に、子どもの不安や生きづらさを解消することがとても重要ではないかなと考えます。

そこで、質問です。

阿波市の子どもたちのネット環境の実態、これはどうなっているのか。次に、このネットを悪用した犯罪やネット上のトラブルから子どもたちを守る取り組みをどのように進めているのか、2点についてお尋ねします。

○副議長（松村幸治君） 矢田教育部長。

○教育部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問の1問目、ネットと子どもについて、1点目と2点目について、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、阿波市の子どもたちのネット環境の実態はどうなっているのかのご質問に答弁させていただきます。

昨年起こった、SNSから犯罪に巻き込まれた大阪の女児誘拐事件を初め、ネット上での嫌がらせやいじめ、成り済ましによる誹謗中傷などが多発しており、県内においても、年々増加傾向にあることが徳島県警から発表されています。

本市で、昨年11月に、市内において全ての小学6年生と中学2年生を対象に、携帯電話、スマートフォンに関する調査を行ったところ、所持率として、小学6年生では、平成29年度の32.6%であるのに対し、今回の調査では58.1%に増加し、中学2年生では60.5%から77.8%と増加をしております。また、今年度、SNSを通じた悪口、仲間外し等、トラブルに遭った児童・生徒の割合は、小学6年生では15%、中学2年生では22%でありました。

現在のところ、犯罪や事件に至る案件は出ておりませんが、今後一層トラブルの事例に応じた指導が必要であると考えております。

次に、2点目のネットを悪用した犯罪やネット上のトラブルから子どもたちを守る取り組みをどのように進めているのかのご質問に答弁させていただきます。

インターネットの利用やSNSの活用が進む中、ネット依存やネット詐欺、不正請求などの問題も生じてきており、子どもたちが安全・安心で信頼できる情報を活用できるよう、情報モラルを身につけるための指導を行うことが重要であります。

児童・生徒に対しては、掲示板等に誹謗中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことや、書き込みが悪質な場合などは犯罪となり、警察に検挙される場合もあることを指導しています。

また、各学校においては、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、ネット上のトラブルの実態や家庭での取り組みの重要性について説明をするとともに、参観日等を活用して、各携帯会社やSNS関連会社、または消費情報生活センターから専門家を招いて、子どもたちを危険なサイトから守るフィルタリングの必要性や犯罪の事例、そして被害に遭ってしまったときの対応について、これらの研修を行っています。研修に参加された保護者からは、スマホに潜む危険性と家庭での子どもとのルールづくりの大切さがわかり、よい研修になったという感想もいただいております。引き続き、家庭内でのルールづくりが実践されるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁で、阿波市の子どもたちのスマートフォンの所持率が、小学6年で約60%、中学2年で約80%までふえてきていること。そして、SNSを活用した、このSNSといいますのはツイッターであるとかフェイスブックであるとかラインであるとかというそういう類いのものを活用した悪口や仲間外しなどのトラブルも無視できない傾向にあることがわかりました。ネットと子どもたちの関係は、ここ阿波市でも予想以上に進んでいるということでもあります。

これ、全国的にもSNSを通じた事件というのが多発しておりまして、18歳未満の子は近年ふえ続けておりまして、2018年には1,800人を超えております。さらに、中高生の7人に1人は全国で約93万人、この人たちが病的なインターネット依存が疑われると推計されていると、こういった事態があるということでもあります。

この学校でございますが、今のご答弁でもありましたが、教育課程の中に情報モラルを組み込みまして、各発達段階に沿いながら指導を強化して、さらに教育委員会のほうでも

いろいろなサポートをされているということは理解しております。しかし、現実の変化は激しくて、それに追いついていけない現場の苦悩があります。

その上、子どもたちの多くは、家庭など、学校を離れた場所で簡単にネットに接することができます。私も、子どもたちにいろいろ接する機会があるんですが、もう家の中では本当に持って離さないっていう子をよく見かけます。それは、先ほど言ったSNSを利用していることもあれば、ゲーム、最近のゲームは大変進んでおりまして、ネット上で知らない人とやりとりができるというようなものまで進んでいると。

このような現実なんですけども、ある識者は、今の子どもたちは常に誰かとつながっていないと不安で、一人である人間には価値がないかのように考えてしまう心理が働いている。近年のネット環境の普及は、そんな孤立感をより助長し、子どもを犯罪やトラブルに追い込んでいるというふうな言い方もしています。また、一部の子は、学校で安定した友達関係が結べない。家では、夫婦不和や虐待などで落ちついた環境にないなどの不安や疎外感があって、ネットの中のいわゆるバーチャルな人間関係に癒やしを求めているとも言われています。教育委員会には、保護者向けの効果的な研修など、一層指導していただいて、学校現場の支援をさらにお願ひできたらと思っています。

さて、次であります、このようなネット社会が急激に広がる中で、学校では基本、生きる力を養うというのがもう大前提ですね。2018年の経済協力開発機構、OECDの学習到達度調査では、日本の子どもたちの読解力が低下している。中でも、多様な経路から来るデジタル情報を読む力が不足しているとの指摘がありました。

そこで、再問として、デジタル読解力など、デジタル社会を生き抜く力をどのようにつけていくのか、教育長にご答弁をお願いいたします。

○副議長（松村幸治君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 藤本議員の再問、デジタル読解力など、デジタル社会を生き抜く力をどのようにつけていくのかについて答弁をいたします。

これからのデジタル社会を生き抜いていく子どもたちにとって、インターネット上から必要な情報を探し出し、正確に読み取る力は必要不可欠であり、情報機器の活用は避けて通ることのできないものと考えます。

こうした中では、デジタル機器やSNS、コミュニケーションツールを安全に使うための知識やルールを知り、子どもたち自身のスキルアップの習得が何よりも大切であります。そのため、学校教育の中では、積極的に情報機器を活用し、調べ学習を充実させ、デ

一タの信頼性について考えさせる時間をとり、調べたことを図や表にまとめ、比較検討し、討論する力を身につける学習に取り組んでいるところでございます。

こうした情報機器を活用した学習時間は、1校当たり、平成28年度には980時間から、昨年度は1,210時間にふえております。今後、さらに情報をまとめ、相手にわかりやすく伝える力をつけるために、デジタル読解力の向上を意識した言語活動の充実を一層図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 現在の私たちのこの生活であります、SNSなどを通してさまざまなデジタル情報があふれています。その中には、うそか本当かわからない情報がいっぱいあります。今も、ちまたでは、トイレットペーパーやティッシュペーパーの買い占め騒ぎが起きています。これ、SNSで新型コロナウイルスの影響で品薄との情報が拡散したとも言われております。この製造、販売元の業者は事実無根であると呼びかけても、現実には、もしなかったら大変となる心理が働きますので、本当にこのいわゆるフェイクニュースに踊らされているということでもあります。

このように、デジタル情報は虚実の合間で、大人も子どももその情報の海を泳ぎ切らなければいけないとも言われます。複数のサイトをさっと見ながら、情報の信憑性を判断したり、複数の意見を比較衡量したりする力、これが求められます。ただいまもデジタル読解力の向上を意識した言語活動の充実を一層図っていくというご答弁いただきました。

政府は今後、ICT分野におけるGIGAスクール構想を実現して、2023年には、小・中学校全ての子どもたちに1人1台のパソコンを準備するようです。ハードの整備は非常に重要ですが、もっと大切なことは、それを使う人間の心や能力の育成、その中にデジタル読解力があるのではないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、教育委員会、市当局には、現場のニーズをしっかりと聞き、使い勝手のよい機器の整備、さらにはICT支援員の優先的な配置など、マンパワーの支援を強化することによってスムーズなICT教育が進む体制づくりにご尽力いただければありがたいと思います。

次に移ります。

本年1月の阿波市広報には、令和2年度、会計年度任用職員の募集の案内が39の職種にわたってありました。これ、例年でありますと臨時非常勤職員の募集ということで、一

昨年は23、昨年は27の職種でありました。しかし、来年度からは、これ名前も変わり、職種もぐっとふえ、賃金も1円単位まで記載され、変わっておりますので、ええ、どうしたんでと、その変化に驚いた市民の皆さんも多いようです。また、同時に、今まで臨時非常勤職員だった方々も、これによって身分や待遇、勤務条件などどのように変わるのか。今、不安だという声を聞いております。

そこで、お尋ねします。

会計年度任用職員とはどのような制度であるのか。次に、この制度変更によってどのような待遇改善が図られていくのか、ご答弁をお願いします。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問の2問目、会計年度任用職員について、2点ご質問をいただいております。

まず、1点目のご質問であります会計年度任用職員とはどのような制度なのかにつきましてお答えを申し上げます。

会計年度任用職員制度が創設されました背景につきましては、これまで全国の地方自治体に勤務する臨時・非常勤嘱託職員について、任用の根拠等が法文上明確でなかったという指摘もあり、さまざまな制度上の課題が挙げられてきたところでございます。

このような状況の中、国は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を平成29年5月17日付で公布し、令和2年4月1日付で施行する改正法を制定いたしました。改正法では、臨時職員等の適正な任用、勤務条件を確保するため、主に3つの改正が上げられております。

まず1点目といたしまして、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件の厳格化、2点目として、一般職の会計年度任用職員制度の創設、そして3点目といたしまして、会計年度任用職員に対する給付の規定であります。この3つの改正を軸に、臨時職員等の処遇改善を図ることを目的に創設されますのが会計年度任用職員制度であります。

続きまして、2点目のご質問であります。この制度変更によってどのように待遇改善が図られていくのかとのご質問にお答えをいたします。

先ほどのご質問で、会計年度任用職員制度には、主に3つの改正が上げられるということでお答えさせていただきました。

まず1点目、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件の厳格化につきましては、この改正によりまして、同じ非正規職員を会計年度任用職員制度の創設により、任用

要件を統一することにより、服務規程等の整備が図られ、非常勤職員が安心して働きやすい環境づくりが実現できるものと考えております。

2点目であります一般職の会計年度任用職員制度の創設につきましては、会計年度任用職員を一般職に位置づけられることによりまして、正規職員と同じ服務規程が適用されるなど、雇用期間中は身分が保障され、安定的な雇用が受けられる制度となっております。

3点目といたしまして、会計年度任用職員に対する給付の規定でございますけれども、会計年度任用職員に採用されますと期末手当等の支給が可能となるなど、処遇改善が図られ、それに伴い、意欲の向上や優秀な人材な確保につながるものと考えてございます。

このように、会計年度任用職員制度は、公務における働き方改革、同一労働同一賃金の実現の一環であり、非常勤職員の方々がより働きやすくなる制度であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今の答弁で、今回の制度変更は地方公務員法及び地方自治法の改正によって、非正規職員の採用根拠を明確にすること、そして働き方改革を進め、同一労働同一賃金を実現するということであることがわかりました。

2019、平成31年度のこの統計でございますが、阿波市の臨時非常勤職員の数は293名、率にして44.2%です。来年度は民間の認定こども園が開園することから、この数は減ると予想されておりますが、やはり自治体、財政難等の理由で行政運営を会計年度任用職員に頼らなければいけないという事情は変わらないと思います。

ただいまの答弁でも、臨時非常勤職員は1年を区切った会計年度任用職員として統一される、そして服務規程が整備され、安心して働きやすい環境づくりが実現できる、身分が保障される、ボーナス等が支給されるなど、待遇改善に向けた期待値が膨らみます。しかし、本当に待遇改善が図れるのか、ちょっと今のご答弁、抽象的な言葉が並びましたので十分にはわかりません。

そこで、再問として、年間の給料総額や勤務条件、手当などについて、もう少し踏み込んだ内容の提示を求めます。

○副議長（松村幸治君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問、会計年度任用職員についての再問でございます。具体的にどのように勤務条件等が変わるのかのご質問にお答えをいたしま



す。

現在、本市で雇用しております非正規職員であります臨時職員と嘱託職員が、来年度、4月1日より、会計年度任用職員制度に移行することによりまして、給与、休暇制度等が変更となります。

まず、給与につきましては、期末手当が支給可能となることから、会計年度任用職員制度に移行することで、職種により異なってはまいりますけれども、平均約6.2%の上昇となります。また、休暇につきましては、現状の臨時職員、嘱託職員で異なっていた年次有給休暇の日数を会計年度任用職員制度に移行することで、週5日勤務で任用期間が1年の方については年20日の有給休暇を付与いたします。さらに、夏季休暇についても導入を予定しております。また、任用期間についてでございますけれども、現在の臨時職員は半年ごとに更新し、最長1年間の任用期間でありましたが、4月1日からの会計年度任用職員におきましては、1年間の任用期間とすることが可能となるため、このことも非正規職員の待遇改善につながるものと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今の答弁で、給料の年額が平均約6.2%上がると、年休が週5日勤務の人で20日間、そして夏季休暇もあるということで、もう具体的な数字をお聞きして、確かに待遇改善が図れるんだなということで納得しました。

この制度、実際の運用は4月からですので、まだはっきりしないところもあるかと思えます。ただ、お願いしたいことが、この労働条件面で正規職員と大きな格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みというのでは、制度改革の趣旨に反します。

よく言われます官製ワーキングプアになったり、働き方改革に逆行しないように、会計年度任用職員の皆さんが安心して働ける、そして会計年度任用職員に接する市民の皆さんが、ああ、生き生き働いているな、やる気持っているなというふうに感じられるような制度運用をお願いできたらと思います。

次の質問に移ります。

3点目、今日も原田議員のほうから土柱の活性化ということでご質問がありました。少し私もかぶるところがありますが、少し切り込みを変えて質問をいたします。

阿波市の第2次総合戦略の基本目標1、新しい人の流れづくりにおいて、観光、交流資源を活用した交流促進に触れております。本市には、国の天然記念物である阿波の土柱や

四国霊場札所の4カ寺など、貴重な文化財や名所旧跡といった地域資源が点在しています。その地域資源の活用に向けて、徳島県東部地域のDMOや県周辺自治体との連携強化による広域観光ルートづくりや着地型観光の開発、訪日外国人旅行者の誘客など、多岐な取り組みを推進しますと記述されております。そして、KPI、目標観光入り込み客数を年間120万人という数値目標を掲げております。

そこで、質問です。

観光戦略として、土柱とその周辺の実態を改めてどのように捉えているのか。さらに、2つ目は、土柱の活性化に向けて、いわゆる関係人口や交流人口をどのように取り込んでいくのかについてお尋ねします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 藤本議員の一般質問の3問目、観光振興とにぎわいづくりについての1点目、観光戦略として、土柱とその周辺の実態をどのように捉えているのかと、2点目に、土柱の活性化に向けて、関係人口や交流人口をどのように取り込んでいくのかについて、一括して答弁させていただきます。

近年、急速な少子・高齢化に伴う人口減少などにより、多くの地域で消費活動が縮小し、今後さらに地域経済に大きな影響を与えることが懸念されております。そのような状況のもと、定住人口の減少を観光客など、交流人口で補うためには観光分野において戦略的な取り組みが重要となっております。

そこで、1点目の観光戦略として、土柱とその周辺の実態をどのように捉えているのかであります。本市を代表する観光資源の阿波の土柱は、四国らしさの感じられるすばらしい景観、四国八十八景に選定されたことから、近年では土柱周辺を訪れる観光客が増加傾向にあります。この契機をチャンスと捉え、土柱の魅力をより深く感じ、満足してもらうよう、観光協会が中心となって、どうする土柱協議会や土柱ボランティアガイドの会を立ち上げ、かつての活気を取り戻そうとガイド活動を初め、各種協議会の開催や清掃活動など、さまざまな取り組みが進められています。

こうした取り組みに加え、土柱への観光客のさらなる増加や地域経済の活性化を飛躍させるためには、土柱だけではなく、そよ風広場や土柱の湯など、土柱周辺の観光資源を一体的に捉えた観光戦略は重要であるとは認識しております。

次に、2点目の土柱の活性化に向けて、関係人口や交流人口をどのように取り込んでいくのかであります。将来的には本市への移住や地域づくりの担い手を確保するため、地

域や地域の人々と多様にかかわる関係人口や観光客などの交流人口をふやす手段の一つとして、土柱周辺の観光資源をさらに磨き上げていくことが重要であると考えております。

そこで、土柱にかかわる行政、観光協会、市民グループ、地元事業者などが連携し、土柱周辺の観光資源を一体的に捉えた計画を策定してまいります。具体的には、昨年度から景観理論や景観デザイン等の専門家を招聘し、土柱周辺の施設等について、現状の課題や改善策をご提案いただくこととしております。

本市ではご提案を踏まえ、効果や実現性、また財政面などを見きわめながら、土柱周辺活性化計画として取りまとめ、施設整備など、観光施策を計画的かつ戦略的に実行していくことで、関係人口や交流人口の拡大につなげ、地域の活性化、ひいては本市の発展につながるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 私、土柱ボランティアガイドをしておりますが、先日ガイドとして参加した阿波の土柱活性化協議会において、町の魅力づくりの専門家から次のようなアドバイスをいただきました。

土柱は、観光客を呼び込むのにポテンシャル、つまり潜在能力や可能性が高くて、魅力がある場所です。ただし、現状のままでは問題が多く、いろいろと改善しなけりゃいけないということで、これは日々、私たちも接しておりますんで感じているところであります。そして、何よりも観光客にお金を使ってもらって、地域経済が潤う仕掛けや仕組みが要るんじゃないかというご指摘でした。

具体的には、少し厳しいご指摘もありましたが、展望台が正面のほうなんですけど、おもてなしの場になっていない。この前を柵がブロックして、とても落ちつく雰囲気ではないし、茶屋もない。それから、あそこに向かう道、表示、お店、いろいろと課題があるんじゃないかなということで、具体的にご指摘をいただき大変勉強になりました。それから、観光というのは人への配慮だと。丁寧にお誘いし、また来たいというおもてなしを感じるものでなくては成功しないとのご指摘でありました。

それから、先ほど答弁でもありましたが、まずは波濤ヶ嶽周辺を、そしてそよ風広場、阿波パーキングからの動線、土柱の湯など、一体的に捉えた観光戦略が重要だというご指摘でありました。答弁でもありましたが、今後土柱活性化計画、これを実行に移していくということでありますので、そこに大いに期待をしたいと。

今回、私のこの質問で、あえて関係人口という言葉を使いました。これは、前回総合戦略の質問でも使いましたが、政府の第2期の地方創生総合戦略でもキーワードの一つとなっております。先ほど、原田議員からもそよ風広場の改善というお話がありましたが、ちょっとこのことについて、私これはあくまでも自分なりの思いなんですけども、このそよ風広場、現在ある遊具は非常に老朽化しておって大幅な整備が必要ということです。ここを子どもから若者、家族連れがわくわくしながら訪れる夢のある場所にするにはどうしたらいいかと。

ただ、従来のやり方ではなくて、市内外からいろんなアイデアを募集して、それに一緒に参加し、形にしていく。あるいは、ふるさと納税やクラウドファンディングの資金を呼び込んで、継続しながらかかわってもらう。これは、関係人口の一つのあり方ということなんですけど、少しのアイデアで地域課題の解決に多様な人を巻き込み、持続可能なまちづくりの展望を切り開いていくひとつの思いでございますが。やはり、こういった関係人口を取り込んでいくという戦略が今後求められているんじゃないかなと、そういう思いがします。

最後の質問です。

滞在型観光を強めるために、土柱を他の観光資源とどのように結びつけていくのか。これについて、お尋ねします。

○副議長（松村幸治君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 藤本議員の再問、滞在型観光を強めるために、土柱と他の観光資源とどのように結びつけていくのかについて答弁させていただきます。

本市には、ご質問にもありました阿波の土柱のほか、御所のたらいどんや四国霊場八十八カ所のうち4つの札所、また豊かな農産物など、魅力ある観光資源が多く存在しております。しかしながら、本市の観光の現状を見ますと、各観光資源を周遊する、あるいは宿泊を伴う観光基盤が十分に確立されておらず、多くは滞在時間が短く、一時的に立ち寄る日帰りの観光となっております。

そこで、本市では金清自然公園などの拠点を整備し、土柱などの観光資源とネットワーク化を図ることで市内を周遊させ、本市で少しでも長く滞在してもらい取り組みを進めております。加えて、昨年度には、近隣の市町村や民間企業と連携し、DMO法人イーストとくしま観光推進機構を立ち上げ、広域的な観光振興策として土柱と近隣市町村の観光資源を結ぶ新たな観光ルートの開発などにも取り組んでいるところであります。

本市のみならず、他の自治体とも連携し、経済効果にも期待できる滞在型観光の進展につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 土柱でございますが、ツアー客が最近ふえているという話がありました。ここは個人で来る人、家族で来る人、いろんな方、パターンがありますし、阿波のパーキングから車を置いて上がってくる人。こういうふうには、多様な人々がここに来ているということでありまして、今答弁でもありましたように、ほかの市町村の観光ルートとつながっているんだけど、なかなか市内を周遊して宿泊を伴う滞在型にはなっていないというのが現実でございました。

今後、他の市の観光資源、あるいはこの農、食、にかかわるお店、産直、それから市も力を入れておりましたが、花ロード、オープンガーデン、さらに歩いてみると、阿波の阿波路というのは非常に魅力的な場所がありますので、そういうものとうまくつないで、知恵と力を合わせて、観光協会を中心にしながら、魅力の拡大、お金を落としてもらおう仕掛け、仕組みをみんなで考えていく必要性を強く感じております。

そのことが持続可能な地域、活力と魅力あふれる阿波市を切り開いていく一つの鍵になるのかなとそんな思いもしております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（松村幸治君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日6日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時51分 散会